

市民クラブ 長崎市議団

平成29年度政策要求
に対する回答

長 崎 市
平成29年2月

市民クラブ政策要求

ページ 担当

1. 新しい行政運営

- | | |
|---|-------------|
| (1)長崎市の総合行政の推進 | |
| ①広告料や資産(未利用地の売却や貸付)の有効活用など、新たな財源確保および市税、各種料金などの徴収対策の徹底を図ること。 | 1 企財・理財・商工 |
| (2)市の入札、発注、契約(物品、サービス、コンサル)にあたり、障がい者雇用や環境保全、男女均等待遇等への取り組み評価を項目とした総合評価を拡充すること。 | 2 理財 |
| (3)交通政策基本法制定に伴い、協議会の設置及び担当職員の配置を図ること。 | 3 まちづくり |
| (4)自治会加入率の低下に歯止めをかけるため、各種施策を講じること。 | 4 市生 |
| (5)行政改革の推進と行政サービスの効率化 | |
| ①外郭団体の経営の効率化や経営の健全化を推進し、団体に対する随意契約、非公募での指定管理者等、必要な見直しを行うこと。 | 5 総務 |
| ②公共施設マネジメント「適正化方針」「地区別計画」におけるモデルプランの実行にあたっては、議会・市民の理解を得て推進すること。 | 6 理財 |
| ③行政サテライト機能再編成については、「機能」「業務の振り分け」「人員・組織体制」など、早急に具体化を図り、地域・議会に説明し対応すること。 | 7 総務 |
| ④市町村合併から10年が経過する中、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜見直し、地域活性化に努めること。 | 8 企財 |
| ⑤市民総合窓口システムを構築し、市民サービスの一環としてワンストップサービスを念頭に、市民の利便性を第一とした諸手続きの簡素化を図ること。 | 9 総務 |
| ⑥県や市の事務事業については、必要に応じ類似した事業の整理・統合を行い、効率化を図ること。 | 10 総務 |
| ⑦マイナンバー制度の運用にあたっては、個人情報管理とセキュリティー対策に万全を期し、利便性の向上と行政の効率化を図ること。 | 11 総務 |
| (6)長崎市新市庁舎建設基本計画の基本設計や建設工事については、早急に予算や条例を提案し対応すること。 | 12 企財 |
| (7)大型事業(長崎駅周辺整備、端島(軍艦島)整備等)について、事業計画、施設整備や事業費など、特別委員会の答申も踏まえ、十分に精査して関係先や議会に適宜報告し対応すること。 | 13 企財・まちづくり |
| (8)公会堂廃止後の文化施設については、公会堂機能を有する施設となるよう県との協議に臨み、県庁舎跡地活用の結論を早急に出すこと。 | 14 文観・企財 |
| (9)指定管理者制度の運用 | 15 総務 |
| ①指定管理者制度については、指針に基づき、安さのみを追求するのではなく、民間手法の活用により、良質な市民サービスを提供できるよう、随時見直しを行なうこと。 | |
| ②指定管理者導入後は、導入効果の推移を定期的に把握すること。 | |
| (10)NPO・ボランティア組織との協働を積極的に推進すること。 | 16 企財 |
| 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり | |
| (1)安心して子どもを産める環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めること。 | 17 こども |
| (2)保育サービスの充実の為、待機児童0(ゼロ)の実現並びに民間保育士の待遇改善策を講じること。 | 18 こども |
| (3)子育て世代を支援するために、子ども医療費については、県と連携し中学生までに拡大すること。 | 19 こども |
| (4)長崎みなとメディカルセンター市民病院は、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。 | 20 市健 |
| (5)介護支援(地域支援事業)や介護予防の強化、地域包括ケアシステムの構築等、介護保険制度の充実と適正化を図ること。 | 21 福祉 |
| (6)高齢者が安心して暮らすことができる社会の実現を行うこと。 | |
| ①交通費助成のスマートカード化を図ること。 | 22 福祉 |

(7)地域コミュニティ活性化のための支援策を図ること。	23	担当 企財
(8)障がい者自立支援法の趣旨を活かし、障害者の自立と社会参加の促進を図ること。	24	福祉
(9)文化・芸術活動とスポーツ・レクリエーションの振興を図ること。	25	文観・市生
(10)スポーツ振興を図るため、各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致および継続した競技力向上対策に努めること。	26	市生
(11)教育行政について		
①小・中学校の学校統廃合については、地域住民・保護者の意向も尊重し検証すること。	27	教委
②子どもたちに豊かな学びを保障するために、全ての小・中学校で30人学級を実現すること。	28	教委
③教育予算を拡充し、教育環境の充実に向けて計画的な施設整備に努めること。	29	教委
④学童保育の改善と充実のため、小学校の余裕教室や学校施設の積極活用を図り、子ども・子育て支援制度や国の基準などに沿って、保育水準(設備の基準、職員数等)の確保を図ること。	30	こども 教委
⑤教職員の勤務時間の適正管理のために、実態把握を行うとともに業務の見直し・人員の適正配置を行い、長時間勤務の解消を図ること。	31	教委
⑥就学援助対象家庭の子どもたちの学習権を保障するために、認定基準は切り下げ前の生活保護基準を用いること。	32	教委
⑦小中学校の教育施策については、計画段階から現場の意向も尊重し実施すること。	33	教委
3. 環境と共生するまちづくり		
(1)環境にやさしいまちづくりの推進		
①地球温暖化対策に向けて、長崎市として積極的な施策を展開すること。	34	環境
②再生可能エネルギーの普及促進を図ること。	35	環境・商工
(2)省資源、循環型、低炭素社会への推進		
①市発注の工事・物品にリサイクル製品等を積極的に活用し、リサイクルの向上とゴミの減量化を図り、循環型社会の構築を図ること。	36	理財・環境
②西工場については、稼働後の環境調査の実施及び地域環境整備などの充実を図り、地域や関係先と連携をとり対応すること。	37	環境
(3)市民や各種団体との協働による地球環境保全対策の推進を図ること。	38	環境
(4)山と海に恵まれた自然の保全と活用を進めること。	39	環境・水農
(5)自然体験型公園等(いこいの里、市民の森等)の整備を進めること。	40	水農
4. 産業活動を育む活力あるまちづくり		
(1)地場企業の育成と商店街の振興		
①中小企業経営安定支援策の充実を図るとともに、支援制度の利用促進を図ること。	41	商工
②ものづくり産業(中小企業)への行政支援と、きめ細かな経営支援を図っていくこと。	42	商工
(2)地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造		
①国際クルーズ船、世界新三大夜景、世界遺産候補の構成資産等を活かした観光振興策の充実と観光長崎のアピールを強めていくこと。	43	文観
②世界遺産登録を契機に新たな観光ルートの開発により、交流人口の拡大に努めること。	44	文観
(3)歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進		
①「明治日本の産業革命遺産」の受け入れ体制や稼働資産の保全、端島(軍艦島)の保全管理計画など、諸課題の解決に向け万全を期すこと。	45	企財・文観
②「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、世界遺産登録に向け、諸課題の解決に万全を期すこと。	46	企財・文観・ 水農
③郷土資料センター(仮称)については、県と具体的な協議を行い、基本方針、基本設計に向けた予算措置、整備スケジュールを示すこと。	47	企財

	ページ	担当
(4)東アジアの玄関口として、物流拠点である小ヶ倉柳埠頭、長崎港を整備し、東アジアからの観光客など、人・物の受入体制の充実を図ること。また、クルーズ航路のマザーポート化を図り、補給拠点化等の推進を図っていくこと。	48	まちづくり・商工・文観
(5)企業誘致で雇用確保、定住人口の維持		
① Iターン、Uターンに対する定住支援策を図ること。	50	企財・商工
②将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進すること。また、企業誘致についても県と連携を図り、正規雇用の拡大に向けて取り組むこと。	51	商工
③産学官の連携を図り、活力あるまちづくりに向けて、環境整備の促進を図ること。	53	商工
(6)安心して働ける社会環境の確立と格差の是正		
①労働行政の強化を図るため雇用(労働)行政所管課の設置を行うこと。	54	商工
(7)パートや派遣で働く人の労働条件の改善を図るために、関係先と連携を図り、関係法令の遵守や適切な雇用管理についての周知・啓発に努めること。	55	商工
(8)長崎の豊富な農水業を活用した農林水産の振興を推進すること。	56	水農
(9)「地産地消」事業の推進により、「長崎の食」をPRするとともに、食育の推進を図り、ブランド化と販路拡大に努めること。	59	水農
(10)食の安全管理に対する指導と監視の徹底を行うこと。	60	市健
5. 安全、快適で魅力あるまちづくり		
(1)地域住民と協働した安全・安心のまちづくり		
①地域住民と協働した犯罪や交通事故のないまちづくりのため、各種団体等との連携を図っていくこと。	61	市生
②防災無線の全市的整備はデジタル化にも配慮して進めること。また、防災・減災対策を進め、自治会・企業等の自主防災組織の結成促進に努めること。	62	防災
(2)長崎駅周辺の環境整備		
①九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)の建設工事、新長崎駅舎の建設計画、土地区画整理事業の早期実現と交通体系など環境整備の充実を図ること。	63	まちづくり
②JR西側の交流拠点施設の検討にあたっては、新長崎駅周辺の全体構想を含め、JR九州と協議を行い慎重に対応すること。	64	まちづくり・文観
③JRの高架化促進と交通渋滞の解消を図ること。	65	まちづくり
(3)まちなかの再整備(まちぶらプロジェクト)と土地の高度利用の推進を図ること。	66	まちづくり
(4)乗り合いタクシー・コミュニティバスの積極的な推進と公共交通事業者との連携を図り、「バス空白地域」の解消とデマンド交通の総合的な推進(西小島地区、鳴滝地区、滑石地区ほか)及び、離島での公共交通機関の存続を図ること。	67	まちづくり
(5)暴力団追放と犯罪のない街づくりのため、関係団体との連携を図り、安全・安心の街づくりの展開を強化していくこと。	68	市生
(6)斜面市街地の再生と防災体制の整備		
①斜面市街地の再生と防災体制の整備を行い、防災性の向上と沿線の住宅の建替え促進につながる生活道路・車みちの整備を優先し再生を図ること。	69	まちづくり・土木
②長崎市空家等対策計画の策定にあたっては、地域住民の安心・安全を主眼に置き、行政代執行も含めた実効性のあるものとなるよう取り組むこと。	70	まちづくり
③長崎市における河川の氾濫と内水による氾濫によって浸水が予想される区域と、その浸水深を示した浸水予想区域図等のハザードマップを早期に作成すること。	71	土木・上下水道
(7)有害鳥獣対策(イノシシ、シカ、カラス)等の強化を図ること。	72	水農
(8)住宅リフォーム助成制度を継続して充実を図ること。	73	まちづくり
(9)魅力ある街づくりに向けて「特区指定」を受け、地域活性化を図ること。	74	企財
6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり		
(1)世界の国々が経験したことのない原爆被爆市として世界平和を願い、核兵器廃絶を希求し世界へ向け発信していくこと。	75	原対・市生
(2)原爆資料館、平和追悼祈念館をナガサキの平和行政のシンボルとして、さらに運営・展示の充実に向けて努めていくこと。	76	原対
(3)被爆地域の是正拡大に向け解決を図ること。	77	原対
(4)被爆二世についての実態調査を早期に実施し、検診にはがん検診を加えること。	78	原対

7. 男女共同参画社会の実現

- | | | |
|--|----|-------|
| (1)個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、意識改革・社会啓発を推し進めること。 | 79 | 市生 |
| (2)行政機関の管理職及び公的審議会、各種委員や役割に女性の登用を積極的に進めること。
①行政管理職の女性登用に向けたポジティブアクションを実施すること。
②公的審議会の女性登用率40%を実現すること。 | 80 | 総務 |
| (3)労働条件において男女の直接・間接的差別を行わないこと。 | 81 | 商工 |
| (4)育児・介護・看護休暇など男女が利用できるような職場環境づくりを進めること。 | 82 | 総務 |
| (5)セクシュアル・ハラスメントのない職場環境整備を行うこと。
①セクシュアル・ハラスメント防止研修の対象を管理職・新規採用職員から女性職員・非正規雇用職員に広げること。
②女性中心の相談員を配した相談窓口の設置と周知を図り、安心して相談できる環境整備を行うこと。 | 83 | 総務 |
| (6)児童虐待防止、早期発見、対応のため、学校、校医、地域、児童相談所との連携を強め体制を充実させること。 | 84 | こども |
| (7)NPOや県と連携を図り、DV被害者の救済と環境整備を充実させること。また、DV防止の研修を中・高校でさらに進めること。 | 85 | 市生・教委 |

8. 道路・交通体系の整備

- | | | |
|---|----------|----------------|
| (1)諸団体(自治会、学校、警察等)から指摘を受けている市道、歩道、通学路等の危険箇所(ガードレール、カーブミラー等)を早急に改善すること。 | 86 | 土木 |
| (2)トラック・タクシーベイ(浜の町、新大工、長崎駅周辺)の整備・拡大を進めること。 | 87 | 土木 |
| (3)電停の整備及び歩道橋のバリアフリー化を一層推進すること。 | 88 | 土木・まちづくり |
| (4)高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網(茂里町ハートセンターなど)の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。 | 89 | 土木・まちづくり |
| (5)福田バイパス(仮称)の早期実現を図ること。 | 90 | 土木 |
| (6)長崎バイパス・女神大橋・川平有料道路の早期無料化を実現すること。 | 91 | 土木 |
| (7)陸と海の交通網を活かした伊王島の街づくり
①伊王島地区の安全対策と地域活性化を図ること。
②高島・伊王島航路を存続させること。 | 92
93 | 土木・市生
まちづくり |
| (8)市内中心部の交通量を減少させる対策(パークアンドライド等)を推進すること。
①浜口交差点から岩屋橋交差点までの交通渋滞解消策を図ること。 | 94 | 土木 |
| (9)女神大橋と連結する国道202号線の改良拡幅と歩道の整備を行うこと。 | 95 | 土木 |
| (10)長崎半島への唯一の幹線道路である国道499号線の全線の改良拡幅および長崎外環状線(新戸町IC一江川交差点)の早期着工を実現すること。 | 96 | 土木 |
| (11)長崎駅周辺道路の慢性的渋滞緩和を図るため、旭大橋の低床化に向け県へ働きかけること。 | 97 | まちづくり |
| (12)長崎南北幹線道路の早期事業化に向け、県と連携し国へ働きかけること。 | 98 | 土木 |
| (13)市民生活に必要な不可欠な道路については新設や改良及び早期供用を行うこと。
①打坂―百合野線の改良拡幅、②江平―浜平線とその接道改良、③戸町2丁目上戸町間の一方通路解消、④片淵―鳴滝線、⑤川上町―出雲線、⑥虹ヶ丘町―西町1号線、⑦相川町―四杖町1号線、⑧常盤町―大浦元町線、⑨清水町―白鳥町1号線、⑩稲田町 8号線 | 99 | 土木・まちづくり |

9. 平成29年度予算で取り組むべき重点課題

- | | | |
|--|--------|----------|
| (1)交通政策基本法制定に伴い、協議会の設置及び担当職員の配置を図ること。 | 3 | まちづくり |
| (2)行政改革の推進と行政サービスの効率化
①公共施設マネジメント「適正化方針」「地区別計画」におけるモデルプランの実行にあたっては、議会・市民の理解を得て推進すること。
②行政サテライト機能再編成については、「機能」「業務の振り分け」「人員・組織体制」など、早急に具体化を図り、地域・議会に説明し対応すること。 | 6
7 | 理財
総務 |

	ページ	担当
③市町村合併から10年が経過する中、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜見直し、地域活性化に努めること。	8	企財
(3)長崎市新市庁舎建設基本計画の基本設計や建設工事については、早急に予算や条例を提案し対応すること。	12	企財
(4)大型事業(長崎駅周辺整備、端島(軍艦島)整備等)について、事業計画、施設整備や事業費など、特別委員会の答申も踏まえ、十分に精査して関係先や議会に適宜報告し対応すること。	13	企財・まちづくり
(5)公会堂廃止後の文化施設については、公会堂機能を有する施設となるよう県との協議に臨み、県庁舎跡地活用の結論を早急に出すこと。	14	文観・企財
(6)保育サービスの充実の為、待機児童0(ゼロ)の実現並びに民間保育士の待遇改善策を講じること。	18	子ども
(7)長崎みなとメディカルセンター市民病院は、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。	20	市健
(8)高齢者が安心して暮らすことができる社会の実現を行うこと。		
①交通費助成のスマートカード化を図ること。	22	福祉
(9)教育行政について		
①教職員の勤務時間の適正管理のために、実態把握を行うとともに業務の見直し・人員の適正配置を行い、長時間勤務の解消を図ること。	31	教委
(10)省資源、循環型、低炭素社会への推進		
①市発注の工事・物品にリサイクル製品等を積極的に活用し、リサイクルの向上とゴミの減量化を図り、循環型社会の構築を図ること。	36	理財・環境
(11)歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進		
①「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、世界遺産登録に向け、諸課題の解決に万全を期すこと。	46	企財・文観・水農
②郷土資料センター(仮称)については、県と具体的な協議を行い、基本方針、基本設計に向けた予算措置、整備スケジュールを示すこと。	47	企財
(12)東アジアの玄関口として、物流拠点である小ヶ倉柳埠頭、長崎港を整備し、東アジアからの観光客など、人・物の受入体制の充実を図ること。また、クルーズ航路のマザーポート化を図り、補給拠点化等の推進を図っていくこと。	48	まちづくり・商工・文観
(13)企業誘致で雇用確保、定住人口の維持		
①将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進すること。また、企業誘致についても県と連携を図り、正規雇用の拡大に向けて取り組むこと。	51	商工
(14)長崎駅周辺の環境整備		
①JR西側の交流拠点施設の検討にあたっては、新長崎駅周辺の全体構想を含め、JR九州と協議を行い慎重に対応すること。	64	まちづくり・文観
(15)乗り合いタクシー・コミュニティバスの積極的な推進と公共交通事業者との連携を図り、「バス空白地域」の解消とデマンド交通の総合的な推進(西小島地区、鳴滝地区、滑石地区ほか)及び、離島での公共交通機関の存続を図ること。	67	まちづくり
(16)斜面市街地の再生と防災体制の整備		
①長崎市空家等対策計画の策定にあたっては、地域住民の安心・安全を主眼に置き、行政代執行も含めた実効性のあるものとなるよう取り組むこと。	70	まちづくり
(17)有害鳥獣対策(イノシシ、シカ、カラス)等の強化を図ること。	72	水農
(18)住宅リフォーム助成制度を継続して充実を図ること。	73	まちづくり
(19)高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網(茂里町ハートセンターなど)の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。	89	土木・まちづくり

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部 理 財 部 商 工 部	財政課 財産活用課 収納課 ふるさと納税推進室
事 項 1. 新しい行政運営 (1) 長崎市の総合行政の推進 ① 広告料や資産（未利用地の売却や貸付）の有効活用など、新たな財源確保および市税、各種料金などの徴収対策の徹底を図ること。			
回 答 現在の長崎市の財政状況は依然として厳しい状況にありますが、これまでの行財政改革の取組などにより少しずつ改善しているところであります。今後とも、将来にわたり健全で持続可能な財政運営を行うためには、市税をはじめとした自主財源を確保することで、地方交付税に大きく依存しない自立的かつ安定的な財政基盤を確立する必要があります。 新たな財源の確保については、これまでも広告事業として広報紙広告枠、市ホームページのバナー広告、納税通知書発送用封筒への広告等を実施しているほか、未利用の市有地売却や一時貸付、廃車両・有価金属・故紙類の売払、自動販売機を設置する事業者を一般競争入札により決定する行政財産の貸付等を行っているところです。 平成 28 年度以降、未利用の市有地売却促進と合わせ、エレベーター広告等さらなる財源の確保の取組みを行ってまいりたいと考えております。 さらに、がんばらんば長崎市応援寄付金の名称で取り組んでおりますふるさと納税については、情報発信を強化し、寄附者に喜ばれるような謝礼品を充実したことにより、寄附額が前年度を大きく上回る見込みとなっております。 未収金対策については、よりきめ細やかな対応ができるよう国民健康保険税、保育料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収を市税と一元化し、その後、預貯金等財産調査や預金、給与等の差押えの効率化及び現年度分差押えの実施などによる処分の強化、滞納整理の月別の対象者設定を含む行動計画作成などによる進行管理の徹底、現年度分の納付勧奨のための納付お知らせセンターの設置などの取組を行ってきました。 このような取組により市税の収入率は向上してきており、今後も他都市の効果的な取組も研究しながら収入率の向上を図っていきたいと考えています。 また、使用料や負担金等他の未収金については、収納課において、各所属へのヒアリング、指導、助言と個別案件の進行管理などにより債権管理の徹底に努め、マニュアルに基づく支払督促や強制執行などの法的措置の拡大、推進を図っているところであり、今後、全庁統一の事務処理基準となる債権管理の指針（ガイドライン）の作成及び徹底や回収困難案件の収納課における処理などに取り組んでいきたいと考えています。 使用料については、減免制度の見直しなども含め、受益者負担の在り方、ルールを明確にするとともに、多くの方に利用していただくことにより収入増に努めます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	理財部	契約検査課
事 項 1. 新しい行政運営 (2) 市の入札、発注、契約（物品、サービス、コンサル）にあたり、障がい者雇用や環境保全、男女均等待遇等への取り組み評価を項目とした総合評価を拡充すること。			
回 答 建設工事の入札においては、登録業者の社会貢献等を評価する発注者別評価点の加算措置を設けており、その中で、障害者雇用については、平成 26 年 4 月からその加算点を引き上げるとともに、「障害者優先調達推進法」が施行されたことを踏まえ、障害者就労施設等からの物品等を調達した場合の加算項目を新設しております。 物品調達契約についても、物品購入、賃貸借及び業務委託を対象に数値目標を掲げ障害者雇用に積極的な業者への優先発注を行っています。 なお、平成 28 年度の数値目標については、物品購入、賃貸借及び業務委託のうち 600 件としております。 環境保全については、建設工事の発注者別評価点において、平成 23 年 10 月からエコアクション 21 を認証・登録していること、また、男女均等待遇については次世代育成支援行動計画を策定している業者に対して、障害者雇用と同じく、加算措置を設けており、今後とも、このような取組を行っている登録業者への評価を行い、がんばっている業者が報われる制度となるよう努めてまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	都市計画課
事 項 1. 新しい行政運営 (3) 交通政策基本法制定に伴い、協議会の設置及び担当職員の配置を図ること。			
回 答 長崎市においては、おおむね 20 年後のまちの姿を見据え、平成 26 年度より「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりの基本的な方針を示す「都市計画マスタープラン」の改訂に着手し、平成 28 年 12 月に改訂しました。また、平成 28 年度からは、この方針に基づく具体的な計画である「立地適正化計画」の策定に着手しております。 その中で、基本的な考え方の一つとして、「地域をつなぐ公共交通のネットワーク化」を掲げており、将来的にも、都市機能が集積する拠点と周辺的生活地区を相互に連携させる公共交通機関を維持していく必要があるものと考えております。 これらの計画では、いずれも公共交通のあり方が重要な論点となっており、市民にとって快適で充実した暮らしを続けられるまちを目指すために、公共交通のあり方について議論する時期にきているものと認識しております。 そこで、平成 28 年 11 月に、まずは、公共交通に関する諸課題や利用促進について、意見交換や情報交換を行うため、交通事業者や交通関係団体等で構成する「長崎市公共交通連絡調整会議」を設置したところです。 引き続き、この会議において、意見交換や情報交換を進めていく中で、「地域公共交通網形成計画」の策定の必要性が生じれば、法定協議会へ移行してまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	自治振興課
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営 (4) 自治会加入率の低下に歯止めをかけるため、各種施策を講じること。</p>			
<p>回 答</p> <p>自治会は、地域住民の福祉の向上や地域コミュニティの醸成などに重要な役割を果たしていることから、地域コミュニティの核として、地域を支えるために非常に重要なものであると考えております。</p> <p>しかしながら、自治会を取り巻く環境は、人口減少と少子・高齢化が進み、住民の価値観の変化やライフスタイルの多様化などにより住民と地域との関わりが希薄化する傾向にあります。</p> <p>自治会加入率についても、年々減少傾向にあり、自治会の活動や運営をめぐって様々な課題が発生し、各自治会が厳しい状況にあることも十分認識しております。</p> <p>長崎市では、それらの状況を踏まえ、転入者や転居者、新成人、大学生等に対し加入をお願いするチラシの配布、市営住宅入居説明会での加入説明、商工会議所等の会員企業や不動産関係団体、新築マンションやアパートの建築主に対して自治会加入への協力依頼を行うなどの方策を講じております。</p> <p>そのほか、防災、防犯、環境美化など自治会の様々な取組を広報ながさきやホームページで紹介するなど、自治会の重要性と必要性について、市民に向けてPRしているところです。</p> <p>それらの取組に加えて、平成28年3月に、アパートやマンションの転入者等に対する自治会加入促進策の一つとして、長崎県宅地建物取引業協会長崎支部及び全日本不動産協会長崎県本部並びに長崎市保健環境自治連合会との4者間で協定書を締結し、これまで以上に協力体制を整えることができました。</p> <p>自治会加入率の向上については、全国的にも同様の難しい課題となっておりますが、加入率の向上につながるような手法を検討していきたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	行政体制整備室
事 項 1. 新しい行政運営 (5) 行政改革の推進と行政サービスの効率化 ① 外郭団体の経営の効率化や経営の健全化を推進し、団体に対する随意契約、非公募での指定管理者必要な見直しを行うこと。			
回 答 外郭団体に対しては、これまでに人員体制の適正化や給与制度等の見直し等を指導し、経営健全化に努めてまいりました。 また、外郭団体等の経営状況の評価と抜本的な経営改善策の検討を行うため、外部の有識者や学識経験者等で構成する「長崎市外郭団体等経営検討委員会」を設置し、同委員会からは、外郭団体等の今後のあり方について報告書の提出を受けました。 この報告書では、外郭団体に対して効率的な運営や経費削減等適正な運営に努めるよう提言がなされており、また長崎市に対しては、職員派遣や出資金、補助金等の財政的支援等の団体への人的・財政的関与の見直し、団体に対する随意契約、非公募での指定管理者としての選定の見直し、委託事業自体の必要性の検討等の提言がなされております。 提言後の長崎市の取り組みといたしましては、長崎市土地開発公社を解散し、株式会社長崎衛生公社は、一般財団法人クリーンながさきに事業を引き継いで解散いたしました。また、これら以外の団体については、引き続き見直しを進めているところであります。 次に、団体への随意契約については、必要に応じて見直しを進めており、指定管理者の選定については、非公募により外郭団体を選定していた施設のうち、平成 27 年 4 月に長崎市市民生活プラザホール、長崎市市民生活プラザ会議室及び長崎市立白菊寮については公募による選定を実施しました。 今後も行政体制整備室で所管所属に対し定期的なヒアリングを実施し、その進捗状況等については「長崎市行政改革審議会」へ報告を行う等、各団体の経営の効率化・健全化を図るため、必要な見直しを行っていきたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	理 財 部	資産経営室
事 項 1. 新しい行政運営 (5) 行政改革の推進と行政サービスの効率化 ②公共施設マネジメント「適正化方針」「地区別計画」におけるモデルプランの実行にあたっては、議会・市民の理解を得て推進すること。			
回 答 長崎市は、平成 23 年度から、本格的に公共施設マネジメントに取り組んでおります。 具体的な取組として、平成 27 年 2 月に行政サービス分野ごとに公共施設の将来のあり方を示す「長崎市公共施設の用途別適正化方針」を、また、平成 27 年 3 月には、公共施設の保全に関する取組方針を示す「長崎市公共施設保全計画」を策定し、平成 28 年 3 月に、インフラ施設を含めた公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するための方針を示す「長崎市公共施設施設等総合管理計画」を策定しました。 要求事項の「市民の理解を得て推進する」という点については、まず、市民の皆様にご理解いただくため、平成 27 年 3 月にシンポジウムを開催（参加人数 170 名）しました。また、広報ながさきに公共施設マネジメント特集号を 2 回（平成 26 年 12 月、平成 28 年 2 月）折り込んでおります。 現在、実施計画として、地区ごとに施設の将来のあり方を示す「地区別計画」の策定に取り組んでおり、この計画は、対話形式により住民の意見を伺う場を設けながら策定し、平成 28 年度末までに最初の地区に入ることとしており、この地区と合わせて平成 29 年度に 4 地区の地区別計画の策定を計画しております。 今後とも、適宜、議会へご報告させていただくなど、関係者の皆様とコミュニケーションを図りながら進めてまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	行政体制整備室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(5) 行政改革の推進と行政サービスの効率化</p> <p style="padding-left: 20px;">③行政サテライト機能再編成については、「機能」「業務の振り分け」「人員・組織体制」など、早急に具体化を図り、地域・議会に説明し対応すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市の重点プロジェクトの1つである「行政サテライト機能再編成プロジェクト」は、住民ニーズの多様化、人口減少や少子高齢化の進行、地域を支える力の低下など、長崎市を取り巻く環境が大きく変化しているなかで、長崎市の将来を見据え、地域と市役所が連携しながら、住民が住み慣れた地域をこれからも暮らしやすい場所とできるよう、支所や行政センターを含めた市役所の体制を整備するものです。</p> <p>行政サテライト機能の再編成は、これまでの市役所のしくみを大きく変える取組であり、検討内容が多岐にわたることから、検討に時間を要しておりました。</p> <p>現在、再編成の基本的な考え方について整理ができましたので、パブリックコメントを実施し、また、地域への説明会を開催している状況です。地域や議会の皆様にしっかりとご説明し、平成29年度の予算や関係条例をご提案したいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部	都市経営室
事 項 1. 新しい行政運営 (5) 行政改革の推進と行政サービスの効率化 ④市町村合併から10年が経過する中、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜見直し、地域活性化に努めること。			
回 答 「地域振興計画」については、合併後の状況変化に伴う新たな課題に対応するため、市町村合併時に策定した市町村建設計画を補完するものとして、住民と地域の課題を共有するとともに、その解決に向けたまちづくり活動の方向性を確認し、併せて地区毎の特性をさらに活かした取組の推進を図るため、平成25年5月に策定しております。 また、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、法の有効期限が平成28年度から32年度までの5年間延長されたこと等に伴い、過疎地域とみなされている旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町及び旧外海町の4区域における総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施するため、平成22年度から27年度までの前回計画を精査し、平成28年3月に「過疎地域自立促進計画」を改定しました。この計画は、過疎地域の自立促進を図るうえで重要であり、優先度が高いと判断される事業を追加することが可能とされております。 長崎市は、平成28年3月に合併後10年を振り返る検証を行いました。合併地区住民を対象として実施したアンケート調査の結果も踏まえ、残された課題を整理しながら、今後も、市町村建設計画に掲げる各種施策や地域振興計画の重点化方針に基づく事業の着実な推進を図り、地域の活性化に努めたいと考えています。 また、「過疎地域自立促進計画」についても、必要な見直しを行いながら、進捗管理を図ってまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	行政体制整備室
事 項 1. 新しい行政運営 (5) 行政改革の推進と行政サービスの効率化 ⑤市民総合窓口システムを構築し、市民サービスの一環としてワンストップサービスを念頭に、市民の利便性を第一とした諸手続きの簡素化を図ること。			
回 答 現在、市民総合窓口的な機能として、本館1階の市民課窓口において、転入・転出、出生・死亡といったライフイベントに伴う戸籍や住民異動に関する手続きを行う際に、国民健康保険、国民年金、児童手当及び子ども福祉医療費の受給資格の取得や喪失に係る申請など住所異動に付随して必要となる手続きを受け付けており、取り扱う事務の種類については他都市と比較しても遜色のないものと考えております。 さらに、行政サテライト機能再編成プロジェクトにおいて、本庁舎内にも中央の地域センターを設置することで、これまでのライフイベントに伴う手続きだけでなく、他の手続きもワンストップで対応できるものと考えております。 なお、窓口業務で使用するシステムについては、基幹業務系システムの基盤をワンストップサービスの実施に柔軟に対応できるよう整備し、平成26年8月から稼働しています。 さらに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）において、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始され、平成29年7月からは国や県、他都市との情報連携が可能となります。このことにより、これまで各種申請の際に添付していた住民票や税証明などの添付書類を省略できるなど手続きが簡素化されることとなります。 今後も、手続きの簡素化や迅速化につながる制度やシステムを積極的に活用し、できるだけ市民の皆様がワンストップで手続きができるよう努めてまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	行政体制整備室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>（5）行政改革の推進と行政サービスの効率化</p> <p>⑥県や市の事務事業については、必要に応じ類似した事業の整理・統合を行い、効率化を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>県、市それぞれが行っている事務事業については、その役割及び受け持ちの範囲は、事務事業の評価の際に役割分担の確認を行うこと等により、一定分担がなされていると考えております。</p> <p>しかしながら、市民から見た場合、窓口がわかりにくいことや、県が行っている事務と内容が類似している事務があるのではないかと考えられます。</p> <p>現在、県においても、事務処理の迅速化や効率化、住民にわかりやすい行政とすることを基本的な考え方として、事務の一元的な処理により事務処理の効率化が図られるものや、住民の利便性が向上する事務等について権限移譲を推進しており、県からの提案や市町の要望があった場合は、その実情や目的に合った移譲ができるよう、市町と県との間で相談や協議の場が設けられています。</p> <p>今後、事務事業の評価や点検、見直し等を行う中で、整理統合することにより市民サービスの向上や事務の迅速化や効率化に繋がる事務が出てきた場合は、そのような場を利用し、県と協議を行っていきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	総務課 行政体制整備室 情報システム課
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(5) 行政改革の推進と行政サービスの効率化</p> <p>⑦マイナンバー制度の運用にあたっては、個人情報管理とセキュリティー対策に万全を期し、利便性の向上と行政の効率化を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>マイナンバー制度の運用におけるセキュリティー対策において、住民記録、税等のマイナンバー制度に関連する各システムは、法令に基づき、当該システムが個人のプライバシー等に与える影響等を予測し、かかる影響を防止・軽減するリスク対策を明記した特定個人情報保護評価書を作成し公表しております。</p> <p>また、平成 29 年 7 月から開始される国の機関や他の自治体等との情報連携につきましては、国が設置する「情報提供ネットワークシステム」を利用し、マイナンバー法に定められた事務に限り、ネットワーク回線を通じて、情報の照会・提供を行うものですが、このネットワーク接続においては、暗号化通信を行うとともに、通信を監視し不正な通信を防御する機器を設置する等、複数のセキュリティー対策を講じてまいります。</p> <p>利便性の向上と行政の効率化については、マイナンバー法に定める事務のほかに、長崎市では、避難行動要支援の実施、高齢者等への助成事業、福祉医療費の給付、就学援助、奨学金の貸与などの事務にマイナンバーを利用することで、市民にとっては所得証明書等の添付書類の省略による利便性の向上、長崎市においてはスムーズな情報連携を行うことで、事務の効率化を図っております。</p> <p>さらに、長崎市では平成 28 年 1 月からはマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアでの住民票や税証明等の証明書発行を行い、市民の利便性の向上に努めておりますが、国の施策としては、自宅のパソコンやスマートフォンで、自身の情報を行政機関同士がやりとりした履歴の確認、各種情報保有期間から配信されるお知らせの受信、行政への各種申請などを行えるマイナポータルを平成 29 年 7 月に稼働することが予定されております。</p> <p>マイナンバー制度の運用にあたりましては、個人情報の適切な管理とセキュリティー対策を徹底し、市民の利便性向上と行政事務の効率化のため、制度を有効に活用していくよう努めてまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部	大型事業推進室
事 項 1. 新しい行政運営 (6) 長崎市新市庁舎建設基本計画の基本設計や建設工事については、早急に予算や条例を提案し対応すること。			
回 答 現在の市庁舎は、建設から50年以上が経過し、建物の老朽化、窓口や執務室の分散など、課題を多く抱えていることから、市民懇話会や議会の特別委員会などでのご議論を踏まえ、平成26年2月に、新市庁舎の規模や、建設場所、目指す姿などについて、「長崎市新市庁舎建設基本計画」を策定し公表いたしました。 その後、平成26年における市議会への関連議案の提案と一旦撤回を経て、この間、改めて提案する時期の見極めを行ってまいりましたが、平成28年11月市議会に「長崎市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」及び関連予算を提案し、条例については原案可決、補正予算については減額修正のうえ可決をいただいたところです。 現在は、基本設計の設計者選定準備を進めており、今後は、平成29年度から設計に着手し、平成34年度の新市庁舎完成に向けて着実に事業の進捗を図っていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部 まちづくり部	財 政 課 世界遺産推進室 長崎駅周辺整備室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(7) 大型事業（長崎駅周辺整備、端島（軍艦島）整備等）について、事業計画、施設整備や事業費など、特別委員会の答申も踏まえ、十分に精査して、関係先や議会に適宜報告し対応すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市においては、長崎駅周辺整備、端島（軍艦島）整備に取り組むとともに、「まちの形」を整える重要な時期にきていることから、ここ10年ほどの間に、各種の大型事業が集中する見込みです。</p> <p>このことから、毎年公表している今後5年間の中期財政見通しの時点修正を行いながら効率的な財政運営に努めております。</p> <p>長崎駅周辺整備については、国の事業である九州新幹線西九州ルート、県の事業であるJR長崎本線連続立体交差事業及び長崎市の事業である長崎駅周辺土地区画整理事業がそれぞれの事業計画に基づき相互に関連しながら、平成35年度までの完了予定となっております。</p> <p>端島（軍艦島）の整備については、長崎市の財政状況も考慮し、島全体を守る護岸遺構と擁壁遺構は健全な状態を維持することとし、生産施設遺構及び居住施設遺構については優先順位を付したうえで整備を行なうという方針とともに、これに要する経費が108億2千万円と見込まれることを、平成28年9月市議会で報告させていただきました。</p> <p>現在、専門家で組織する「高島炭鉱整備活用委員会」から助言・指導を受け、国や県からの意見もいただきながら、世界遺産登録時のユネスコ勧告に対応するための「修復・整備活用計画」の策定を進めております。</p> <p>長崎駅周辺整備、端島（軍艦島）整備をはじめとした各種の大型事業については、その事業計画が長崎のまちづくりに大きな影響を与え、また、事業費も多額になることから、国や県の補助金、有利な地方債の活用など財源確保に努め、中期財政見通しの時点修正を行う中で、将来負担が財政運営に与える影響なども含めて適宜、議会にご報告したいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部 企画財政部	文化振興課 大型事業推進室
事 項 1. 新しい行政運営 (8) 公会堂廃止後の文化施設については、公会堂機能を有する施設となるよう県との協議に臨み、県庁舎跡地活用の結論を早急に出すこと。			
回 答 公会堂廃止後の新たな文化施設につきましては、現市庁舎跡地での整備を念頭に考えるとの方針を平成 25 年 1 月に公表しておりましたが、平成 26 年 3 月に県庁舎跡地活用検討懇話会による提言が取りまとめられ、3つの主要機能候補の一つとして、ホール機能が挙げられたため、新たな文化施設との機能の重複を避けること、現市庁舎跡地への建設と比較して早期の完成が見込めること、県庁舎跡地に、より一層のにぎわいを生み出すことができることなどから、県庁舎跡地での整備について、県との調整・協議を続けてきたところです。 その中で、長崎市からは、新たな文化施設の機能に関しましては、文化団体等や市民の皆さまからなる「公会堂等文化施設あり方検討委員会」の報告等を踏まえ、1,000～1,200席の規模で、高いレベルで音楽や演劇に対応できるものを提案するとともに、県市それぞれが求める機能や役割分担に応じて適切な費用負担を行う考えがあることも、併せて申し上げ、県との協議を行ってまいりました。 そのような中、平成 28 年 2 月県議会で県としての県庁舎跡地活用の基本的な考え方として、「広場」、「交流・おもてなしの空間」、「文化芸術ホール」といった方向性を中心に検討したいとの方針が示され、併せて平成 28 年度中に整備方針を策定し、平成 32 年度には工事着手が目標であることも示されました。 長崎市といたしましては、市民や文化団体の皆さまに、芸術文化の活動や鑑賞の場を早期に提供するためには、新たな文化施設の建設場所を一刻も早く決定する必要があると考えておりますので、県との協議を引き続き行い、平成 28 年度中には、一定の方向性を見出したいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	行政体制整備室
事 項 1. 新しい行政運営 (9) 指定管理者制度の運用 ①指定管理者制度については、指針に基づき、安さのみを追求するのではなく、民間手法の活用により、良質な市民サービスを提供できるよう、随時見直しを行うこと。 ②指定管理者導入後は、導入効果の推移を定期的に把握すること。			
回 答 ①指定管理者制度については、民間の能力やノウハウを活用しながら、市民サービスの向上等を図るため、随時導入に向けた検討を行っており、「長崎市公の施設の指定管理者制度に関する指針」についても、より効果的に制度の運用がなされるよう随時改正を行ってきたところです。 指定管理者の選定にあたり、市民サービスの向上がよりの確に評価できる選定基準を設定するなどの改正を行い、指定管理者の更新及び制度の導入に反映させておりますが、今後とも、より良質な市民サービスを提供できるよう必要な見直しを随時実施してまいります。			
②制度導入の効果については、経済効果、利用者数の推移、利用者の意見など市民サービスの向上にかかる内容や取組に対する評価等を、毎年6月市議会の所管事項報告、決算委員会及び長崎市行政改革審議会において報告しております。 今後とも指定管理者制度導入後の効果について、適切に把握し、制度の運用に反映させるよう努めてまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部	市民協働推進室
事 項 1. 新しい行政運営 (10) NPO・ボランティア組織との協働を積極的に推進すること。			
回 答 市民活動団体（NPO・ボランティア組織）等との協働については、提案型協働事業を実施し、市民活動団体等の発想を活かした事業の企画提案を募集し、市民活動団体等と行政との協働というシステムを広く周知し、幅広い協働の実践につなげようとしているところ。 <p>また、平成 28 年 7 月には提案型協働事業に応募しようとする市民活動団体等が、「協働」について理解を深め、企画提案の内容の精度を高めることを目的とした提案型協働事業サポートセミナーを開催いたしました。</p> さらに、平成 28 年 10 月からより多くの市民活動団体等が、「社会や地域から求められている活動」に取り組んでいくために、先進的な取組を行っている社会起業家の講演を聞くことで、現在の活動に新しい気付きを得て、行政や企業など他者との協働のきっかけをつくることを目的として社会的課題発見事業を実施しております。 そのほか、行政側の意識啓発を図ることを目的として、ワークショップ形式の協働研修の実施や、全所属を対象とした提案型協働事業の制度説明会などを行っているところです。 今後とも、市民活動団体等との協働の推進については、協働の担い手である市民活動団体等の支援を行うと同時に、先進他都市の事例も参考にしながら、積極的に推進してまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	子育て支援課 幼児課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (1) 安心して子どもを産める環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>近年、核家族化、女性の社会進出や地域のつながりの希薄化など子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。また、家庭や地域の子育て力の低下などを背景に、子育てに不安や負担感を持つ親が増えており、親や地域の子育て力を高めることに加え、保育所待機児童の解消や放課後の子どもたちが安全に健やかに過ごせるよう放課後児童の居場所を確保する必要があります。</p> <p>このような中、乳幼児子育て家庭の不安や負担の軽減のため、母子保健の訪問事業、親育ち講座や子育て支援センターなどの充実を図るとともに、保育所待機児童の解消及び放課後児童の居場所の確保のため、定員増を伴う保育所の施設整備及び幼稚園の空き教室を活用した認定こども園への移行や放課後児童クラブの整備などの取組を進めております。</p> <p>なお、これらの事業については、平成 27 年 3 月に策定した「長崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、今後 5 年間で、保育所等の定員拡大、放課後児童クラブの量の拡大や子育て支援センターの拡充など地域の子育て支援事業の充実に取り組んでまいります。</p> <p>また、子育て家庭が子育てをするうえでの経済的負担の軽減を図るため、平成 28 年 4 月からは、子どもの医療費に対する助成の対象を乳幼児から小学校卒業までに拡大し、さらに、子育て世帯の負担軽減のため、入院については、平成 29 年 10 月から中学校卒業まで助成対象を拡大したいと考えております。</p> <p>保育料については、多子世帯のさらなる負担軽減を図るため、平成 29 年度から、国が定める所得制限を市の独自施策として緩和する予定としております。</p> <p>子どもは社会の希望・未来をつくる存在であり、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは社会全体で取り組むべき最重要課題ですので、今後も、安心して子どもを産むことができる環境づくりと、健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	幼児課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (2) 保育サービスの充実の為、待機児童0（ゼロ）の実現並びに民間保育士の待遇改善策を講じること。</p>			
<p>回 答</p> <p>保育所待機児童については、少子化の進行により就学前児童数は減少していますが、保護者の就労形態の多様化等により保育所への入所申込者数は年々増加しています。</p> <p>このような中、長崎市は平成27年度から31年度までの5年間を計画期間とする「長崎市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に作成し、その中で、長崎市を16の区域に分け、各5年間の教育・保育の量の見込みと確保策を示しております。</p> <p>確保策の考え方としましては、既存施設の活用を基本とし幼稚園を活用した認定こども園への移行促進や、保育所の整備、供給不足が大きい区域では新設による定員増を図りながら、待機児童を解消するとともに、計画期間の最終年の平成31年4月には全ての区域で定員内保育を目指すこととしております。</p> <p>これまでの取り組みにより平成26年4月と比較して1,460人、平成27年4月と比較して314人の定員増加を図り、市全体では、入所者数を超える定員を確保しているところですが、地域や入所希望施設の偏り等により、平成28年4月1日現在の待機児童数は66人で解消には至っておりません。</p> <p>今後も、不足が見込まれる区域については、既存の保育所等との定員増の協議及び調整を行いつつ、保育所等の施設整備等を進め、保育量の供給を増加させることで待機児童の解消を図っていきたいと考えております。</p> <p>次に、民間保育士の処遇改善策については、平成27年4月1日にスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、保育所等職員の平均勤続年数・経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算措置を各施設への給付金の中で行うなどの予算措置がなされております。また、平成29年度の国の概算要求でも更なる処遇改善に向けた検討がなされております。</p> <p>長崎市においても、保育士の処遇改善を図り、保育士の離職防止など、保育士確保に繋げるため、民間保育所等に、「保育士処遇改善費」として市単独の補助を行っております。</p> <p>これらの取組等により、保育士の処遇改善が図られるよう努めるとともに、引き続き、市民のニーズに柔軟に対応するため、各種保育サービスの充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>待機児童の解消及び民間保育士の処遇改善については、早期に解決すべき課題であり、平成29年度においても、市立長崎幼稚園の認定こども園への移行による定員増のほか、保育所等の施設整備や民間保育士の処遇改善等の実施に向けて検討してまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	子育て支援課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (3) 子育て世代を支援するために、子ども医療費については、県と連携し中学生までに拡大すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>現在、長崎市の子ども医療費助成制度は、小学校卒業までの児童を対象に医療保険による診療を受けたとき、医療機関へ支払った保険診療分の一部を助成する制度で、そのうち就学前児童への助成については、県の補助制度を活用して実施しております。</p> <p>長崎市においては、子どもの健康保持と子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て環境の充実を図るため、平成 28 年 4 月から小学校卒業まで助成対象を拡大して実施しております。</p> <p>さらに、子育て世帯の負担軽減のため、入院については、平成 29 年 10 月から中学校卒業まで助成対象を拡大して実施したいと考えております。</p> <p>県の補助制度については、これまでも助成対象を拡大していただくよう要望しておりますが、重要な子育て支援の施策であり、今後とも県内の他市町と連携して要望を行っていきたいと考えております。</p> <p>一方、各都道府県の要綱等に基づき実施されている子どもの医療費助成制度は、自治体間で対象年齢や助成額が異なるため、日本全国どこに住んでいても格差が生じないよう、また、安心して医療が受けられるよう、国の制度として創設すべきものと考えております。</p> <p>このことについては、長崎市としましても、従来から長崎県市長会等を通じて国に対して要望を行っているところです。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民健康部	地域医療室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (4) 長崎みなとメディカルセンター市民病院は、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎みなとメディカルセンター市民病院は、平成 28 年 3 月の第 2 期棟の運用開始に伴い、長崎みなとメディカルセンター成人病センターを統合し、高度・急性期医療に加え、結核医療や感染症医療などの役割を担う病院となりました。また、平成 28 年 7 月には 513 床を有する病院として全面開院しました。</p> <p>医療機能の充実につきましては、形成外科、臨床腫瘍科、脳神経外科及び心臓血管外科の新設に伴う専任医師の配置や休診していた眼科を再開するとともに、サイバーナイフなどの高度な医療に加え、心臓血管ホットライン、脳神経ホットラインの活用などにより地域医療機関から患者受入を行い、高度・急性期医療を担う中核的医療機関としての役割を果たしております。</p> <p>救急医療につきましては、ER 型の救命救急センターの設置はできていないものの、看護部の組織体制の見直しなど診療体制を整え、24 時間、365 日の救急患者受け入れを継続できており、搬送実績も年々伸びております。</p> <p>また、周産期医療につきましても、地域周産期母子医療センターとして、長崎医療センターや長崎大学病院をはじめ、地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、ハイリスク出産や未熟児に対する医療を継続して実施し、住民が安心できる継続的な医療提供体制の構築に努めております。</p> <p>このような中、長崎市立病院機構の平成 27 年度の決算は、医療収益は増加しましたが、平成 28 年 7 月から 513 床の病床として機能を発揮するために必要となる看護師等を先行して採用したことによる人件費の増加や成人病センターの患者数減などの影響により、約 8 億 5,700 万円の赤字となりました。現在、病院機構において、513 床の病院として役割を果たし、健全な運営に努めるとともに、さらなる改善対策が図られており、そうした取組を確実に実行し、累積欠損金の解消及び安定した経営基盤の確立を目指すこととしております。</p> <p>なお、病院の健全な経営の指標となる病床稼働率は、一般病床が 100 床の増となった平成 28 年 7 月においては 69.4%でありましたが、12 月末では、79.8%と徐々に上昇しており、病院機構において、今後さらなる向上に取り組んでいくこととしております。</p> <p>長崎市としましても、平成 29 年度予算において、救急医療、周産期医療や結核医療などの不採算医療等に係る経費の一部を地方独立行政法人法の規定に基づき、引き続き負担することとしております。</p>			

政 策 要 求 回 答

市民クラブ	担 当	福祉部	福祉総務課 高齢者すこやか支援課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (5) 介護支援（地域支援事業）や介護予防の強化、地域包括ケアシステムの構築等、介護保険制度の充実と適正化を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>持続可能な介護保険制度を実現するために、高齢者になるべく要介護状態に移行しないよう介護予防事業を推進することが重要です。</p> <p>長崎市では、平成 29 年 4 月から要支援者の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を新しい総合事業へ移行します。</p> <p>これまで全国一律であったこれらのサービスを、長崎市の特性に応じたサービスとして見直し、基準の緩和を行います。</p> <p>これにより、訪問型サービスとして、現行の介護予防訪問介護と相当のサービス、基準を緩和し、内容を家事支援に限定した生活援助サービス、栄養・口腔・リハビリ等の専門職を自宅へ派遣する短期集中型訪問サービスの 3 種類、また、通所型サービスとして、現行の介護予防通所介護と相当のサービス、基準を緩和し、その内容を機能訓練や半日利用としたミニデイサービス、短期間で集中的な機能訓練を行う短期集中型通所サービス、そして高齢者ふれあいサロンを住民主体型通所サービスに位置付け、4 種類を予定しています。これらの新総合事業において、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が実施するケアマネジメントにより、要支援の方が必要なサービスを受けられるよう、また自立につながるよう支援を行ってまいります。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの構築等について、長崎市におきましては病気や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、医療・介護・予防・生活支援・住まいの 5 分野におけるサービスを一体的に提供する「長崎版地域包括ケアシステム」構築に取り組んでおります。その取組の一つとして、介護予防の強化のため生活支援リハビリを推進し、平成 29 年度から市内の医療機関等を「在宅支援リハビリセンター」に指定した上で、早期から適切なリハビリテーションが提供される地域密着型の体制整備や、介護予防に対する住民意識の向上、健康づくりへの推進を強化したいと考えています。</p> <p>介護サービス基盤の整備については、第 6 期介護保険事業計画期間（平成 27～29 年度）において、住み慣れた地域での在宅介護を支える地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を進めるとともに、施設入所が必要な方の増加に対し、地域密着型特別養護老人ホーム 2 施設の整備を行うこととしております。</p> <p>介護保険制度の適正化については、介護予防事業の推進と併せて、介護保険制度の運営の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図るとともに、給付が適正に行われているか、また、利用者の自立支援につながるサービスの提供を行なっているかなどを検証するため、ケアプランの点検を年次計画を立てて実施するなど、介護事業者に指導・助言を行う介護給付等費用適正化事業の取組にいっそう力を入れていきたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	高齢者すこやか支援課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (6) 高齢者が安心して暮らすことができる社会の実現を行うこと。 ①交通費助成のスマートカード化を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>高齢者交通費助成へのスマートカード導入は、利用者の利便性や安全性の向上が図られる有効な手段であると十分認識しております。</p> <p>しかしながら、交通事業者におかれましては、スマートカードのＩＣチップやカード読み取り機などの周辺機器の経年劣化等の問題があり、新たなＩＣカードの導入を検討しています。</p> <p>このため、長崎市は、スマートカードではなく、新たなＩＣカードの導入の際に、高齢者の利便性の向上等を図る必要があると判断しており、交通事業者と情報共有を図りながら、検討を重ねているところです。</p> <p>今後も、新たなＩＣカードの検討状況を見据え、事業目的の達成や費用対効果を踏まえながら、引き続き、交通事業者と協議してまいりたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部	地域コミュニティ推進室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (7) 地域コミュニティ活性化のための支援策を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>地域では、一人暮らしや高齢者世帯の増加、生活スタイルや価値観の多様化などにより、地域のつながりが薄くなり、地域活動への参加者も減少しております。</p> <p>また、個々の団体だけでは解決が難しい課題に直面していたり、担い手不足などにより活動が難しくなってきた状況も見られます。</p> <p>そのため、「地域コミュニティのしくみづくりプロジェクト」では、これまで、自治会をはじめとした地域の各種団体がつながるためのきっかけづくりや話し合う土壌づくり、また、地域運営に必要な知識やスキル等の習得支援を目的とした講座等を開催してまいりました。</p> <p>今後は、地域の各種団体が連携し、一体的な地域運営を行う地域を支える新しい仕組みづくりについて、「人」、「拠点」、「資金」の3つの視点で取り組むこととしております。</p> <p>「人」については、地域の担い手の方々を対象とした講座等を引き続き開催するとともに、地域と協働してまちづくりを行う職員の資質向上を図ってまいります。</p> <p>また、地域の各種団体が連携して活動を行う際に必要となる「拠点」や「資金」についても、現在、地域へ交付している補助金等を含め、一体的な地域運営を行う地域への財政支援のあり方を検討しており、これらの地域を支える新しい仕組みづくりは、地域の皆様のご意見や先進都市の事例も参考にしながら進めてまいります。</p> <p>なお、今後予定されております「行政サテライト機能再編成プロジェクト」及び「地域包括ケアシステム構築プロジェクト」と連動し、地域の実情に合わせたまちづくり支援を進めていけるよう努めてまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	障害福祉課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (8) 障がい者自立支援法の趣旨を活かし、障害者の自立と社会参加の促進を図ること。			
回 答 障害者自立支援法においては、障害者の地域移行と就労を促進し、自立を支援する観点から、福祉サービスや公費負担医療等を共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みが創設され、長崎市も同法に基づき、障害者の地域生活を支える施策の推進に努めてきました。 平成 25 年 4 月には法律の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改められるとともに、障害者の範囲や障害者に対する支援が段階的に見直されました。さらに、平成 28 年 6 月には、地域生活や就労定着を支援する新たなサービスの創設などの見直しが行われ、平成 30 年 4 月から実施されることとなるなど、障害者施策のさらなる充実が図られています。 長崎市では、障害者総合支援法に基づき、平成 27 年 3 月に平成 27 年度から 29 年度までの 3 か年における障害福祉サービス等の提供基盤の整備に関する「第 4 期障害福祉計画」を策定しました。障害者の自立と社会参加の実現を基本とする同計画のもと、地域で安心して生活できる住まいの場であるグループホームや、経済的自立を支える就労移行支援、就労継続支援等の充実を図り、また、身近な地域で障害者やその家族の困りごと等の相談を受け、必要に応じて障害福祉サービスの円滑な利用支援が行えるよう相談支援体制の充実・強化にも引き続き取り組むこととしています。 さらに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)を踏まえ、長崎市が毎年作成、公表する「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、市内の障害者就労施設等が供給する物品等の優先調達を積極的に推進するとともに、障害者の店「はあと屋」を運営することで、福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と授産工賃アップを目指します。 平成 28 年度からは障害福祉センターに設置する障害者就労支援相談所と連携し、長崎市立図書館での職場体験指導を新たに実施し、福祉的就労の場から一般就労を目指す障害者に対する就労スキルの習得・向上の支援に努めているところであり、今後もこうした取り組みを通じ、障害者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部 市民生活部	文化振興課 スポーツ振興課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (9)文化・芸術活動とスポーツ・レクリエーションの振興を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市の文化・芸術活動の振興については、長崎市市民文化活動振興プランに基づき、第四次総合計画後期基本計画に掲げる「芸術文化あふれる暮らしの創出」を目指して、学校など身近な場所に演奏家を派遣するアウトリーチコンサートや、子どもたちが夏休み期間中にアーティストと共に演劇作品を創り、公演することも演劇体験教室、アーティストが滞在し地域の皆さんと交流を行うアートプロジェクトの開催など、市民が身近に文化・芸術に触れる機会の創出に努めているところです。また、市民が自主的に文化・芸術活動を活発に行えるよう、市民団体の発表の場を創出する市民音楽祭などの事業のほか、市民団体が行う文化事業への助成等の実施に取り組んでいます。</p> <p>平成 28 年度からの新たな取組としては、公会堂の閉館に伴い市民の文化・芸術活動の発表及び鑑賞の機会を新たに創出するため、これまで実施していた「まちなか音楽会」に舞踊・ダンスと演劇のステージを加え、Nagasaki まちなか文化祭として開催しております。</p> <p>今後も、「芸術文化あふれる暮らしの創出」に向けて、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、市民の健康増進とスポーツ人口の底辺の拡大を図るため、レクリエーション・スポーツ教室、スポーツ少年団スポーツ交歓会、市民体育・レクリエーション祭、長崎ベイサイドマラソン及び新春駅伝などの各種スポーツ大会等を開催し、また、地域や学校におけるレクリエーション等の相談に応じて、スポーツ推進委員を講師として派遣するなど、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に取り組んでいるところです。</p> <p>今後についても、平成 27 年 5 月に策定した「長崎市スポーツ推進計画」の「する・みる・支えるスポーツの振興」という基本理念のもと、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでもどこでもいつまでもスポーツ・レクリエーションに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するための環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	スポーツ振興課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (10) スポーツ振興を図るため、各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致および継続した競技力向上対策に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市としましては、平成 26 年度に開催された長崎がんばらんば国体並びに平成 28 年度開催されたねりんピック長崎 2016 で高まったスポーツへの関心を維持・充実させるとともに、市内各施設の有効活用を図るためにも、各種スポーツ大会の誘致を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>現在は、国内で開催されるラグビーワールドカップ 2019 や東京オリンピック・パラリンピックといった世界的国際大会の際のキャンプ誘致にも取り組んでおり、特にラグビーワールドカップについては、平成 27 年 12 月、長崎市ラグビーキャンプ誘致委員会を設立し、スコットランドラグビー協会と交渉を重ねた結果、全国に先駆けてスコットランドラグビー代表チームの事前キャンプ地の誘致を決定することができました。</p> <p>また、平成 28 年 3 月には、県内のスポーツコンベンションやスポーツ合宿の誘致・営業活動をワンストップで行う組織として、長崎市を含む県内 94 団体が会員となった長崎県スポーツコミッションが設立されたところであり、今後は補助制度を充実するなど積極的な誘致活動ができる体制づくりに努めてまいります。</p> <p>さらに、長崎国体に向けて取り組んできたジュニア選手育成の成果と各競技団体における強化事業のノウハウを活かし、平成 32 年に開催される 2020 年東京オリンピック・パラリンピックを目標として、更には、国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校総合体育大会等の全国大会等で優秀な成績を収めるため、公益財団法人長崎市体育協会を通じ、各競技団体が行う競技力向上対策事業のうち、合同練習、遠征試合、優秀チーム・指導者招聘等の経費の一部を補助するなど、主にジュニア層の競技力向上に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	施設課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(11) 教育行政について</p> <p>①小・中学校の学校統廃合については、地域住民・保護者の意向も尊重し検証すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>市立小中学校の適正配置については、平成 22 年 2 月に「第二次長崎市立小中学校適正配置計画」を策定し、近年では外海地区、仁田・佐古地区において小中学校の統廃合を行ってまいりました。</p> <p>少子化の進行に伴い、小中学校の小規模化が進み、学校を取り巻く環境が大きく変化しているため、平成 27 年 1 月に国が 60 年ぶりに新たに見直した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考としながら、現在、新たな適正配置計画の策定を行っているところです。</p> <p>計画策定にあたりましては、次代を担う子ども達により良い教育環境を提供することを最優先とし、通学の安全性等に配慮したうえで、望ましい学習集団を形成することができる学校規模の確保に向け、適正化を図ります。</p> <p>その一方で、学校は教育のための施設であるだけでなく、地域コミュニティの核としての性格を有し、防災、地域交流の場等、様々な機能を併せ持っていることから、新たな適正配置計画の策定にあたっては、学校がこうした多様な側面を持つことを踏まえる必要があるものと考えております。</p> <p>具体的に計画を進めるにあたっては、保護者や地域住民と十分協議のうえご理解とご協力を得て行うよう努めてまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	学校教育課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(11) 教育行政について</p> <p>②子どもたちに豊かな学びを保障するために、全ての小・中学校で30人学級を実現すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>文部科学省は、平成23年4月、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を一部改正し、その中で小学校1年生の学級編制の標準を40人から35人に引き下げ、平成23年4月1日付けで施行しました。他の学年の学級編制の基準は、小・中・高校ともに1学級当たり40人であります。</p> <p>平成24年度以降、国は、小学校2年生の36人以上学級を解消のために加配措置で対応しています。</p> <p>長崎県は、平成18年度から市町立小・中学校学級編制協議取扱要領を改正し、小学1年生は30人、2年生と6年生と中学1年生は35人、その他の学年は40人という基準で学級編制ができるとしております。</p> <p>長崎市としましては、小1プロブレムや中1ギャップ、不登校の課題を解消し、確かな学力の向上や基本的な生活習慣の定着を図るためには、一人一人にきめ細やかな指導やふれあいを可能にする少人数学級を推進していくことは望ましいと考えます。</p> <p>一方で、算数や国語など教科によっては、加配教員が担任と一緒に授業を行うティームティーチング指導も効果があると考えます。</p> <p>市教育委員会としましては、今後とも、学校の実情に応じた少人数教育（少人数指導・少人数学級編制）を行ってまいります。</p> <p>なお、平成28年度の長崎市の1学級当たりの平均人数は、小学校27人、中学校31人です。（複式学級を有する学校を除く。）</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	施設課 総務課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(11) 教育行政について</p> <p style="padding-left: 20px;">③教育予算を拡充し、教育環境の充実に向けて計画的な施設整備に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>小中学校の施設整備については、現在、施設の経過年数による保全の必要性、各学校の老朽化の状況や危険箇所を確認した上で優先度を考慮し、大規模改造事業や諸工事等により、施設の機能改善を図っているところです。特に、子どもの安全に直結するものや建物躯体に影響を及ぼす恐れがある外壁落下防止や雨漏り防止・消防用設備改修については、最優先として迅速な対応に努めております。</p> <p>学校施設については、建設後の経過年数が40年を超える校舎を保有する学校が全体の約6割に上ることから、施設の老朽化による改築を含め、計画的な整備を進めていくとともに、建物の長寿命化に向けた対策を講じる必要があると認識しております。</p> <p>したがって、現在、学校の適正規模化に伴う統廃合も視野に入れ、全小中学校の中長期的な整備計画を策定しているところです。</p> <p>今後の施設整備のあり方につきましては、平成27年3月に策定された全庁的な施設保全計画である「長崎市公共施設保全計画」に従い、建物の長寿命化に向け、定期点検を徹底し、建物機能の劣化を事前に把握し故障や事故を未然に防ぐ、いわゆる予防保全を実施することとしております。</p> <p>なお、改修にあたっては、教育施設としての性質を踏まえたうえで、建物の現状に応じ計画的、効率的な改修に努めるとともに、財源となる国庫補助事業について、機会を捉え国への要望活動を行うなど財源の確保に努めてまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部 教育委員会	こどもみらい課 施設課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(11) 教育行政について</p> <p>④学童保育の改善と充実のため、小学校の余裕教室や学校施設の積極活用を図り、子ども・子育て支援制度や国の基準などに沿って、保育水準（設備の基準、職員数等）の確保を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>放課後児童クラブ（学童保育）は、労働等により昼間保護者のいない家庭の小学校に就学する児童に、放課後の遊びや生活の場を提供するものとして運営されているもので、現在、市内に90クラブがあり、5,033人（平成28年5月1日現在）の児童が利用しています。</p> <p>放課後児童クラブの施設整備につきましては、平成26年7月31日に、文部科学省と厚生労働省の連名で、「放課後子ども総合プラン」が策定され、その中では、校外への移動がないことによる児童の安全性の面等の観点から、学校教育に支障が生じない限り、転用可能教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を行うこととされています。</p> <p>長崎市においても、平成27年3月に策定した「長崎市子ども・子育て支援事業計画」にも学校の転用可能教室の活用を定めており、また、公共施設マネジメントによる公共施設の活用の観点からも、学校の転用可能教室を活用することを最優先として取り組むこととしております。</p> <p>市内の90クラブのうち、22クラブは、小学校の転用可能教室を活用しており、今後も学校や教育委員会と連携しながら、学校運営に支障がない範囲で子どもたちが安全安心に過ごせる環境づくりに努めてまいります。</p> <p>また、平成27年度から、「長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を施行し、各放課後児童クラブにおいては、施設に関する設備の基準、現場に従事する職員である放課後児童支援員の資格、配置人数、開所時間、日数等に関する運営の基準を遵守していただいております。</p> <p>今後とも、放課後児童健全育成事業者において、子どもたちのため、市として、条例で定めた基準に基づき適正な運営が行われているのか検査を行うことで、質の確保に努めてまいります。</p>			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	学校教育課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(11) 教育行政について</p> <p>⑤教職員の勤務時間の適正管理のために、実態把握を行うとともに業務の見直し・人員の適正配置を行い、長時間勤務の解消を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>「労働安全衛生法」等の趣旨に沿い、「教職員の在校時間の把握と個人の健康管理」を目的として、平成 21 年 9 月から出退勤時刻の調査を行い、全小・中学校教職員の在校時間の実態を把握しています。</p> <p>校長会・教頭会などにおいてその実態を知らせるとともに、「定時退校日」や「ノ一部活デー」の設定、メリハリのある勤務、効率的な業務のあり方について指導を重ねているところです。</p> <p>一月あたりの在校時間が通常の勤務時間より 100 時間を超えた教職員と、連続した三月の平均が 80 時間を超えた教職員に対し、校長が面談を行い、教職員自らが適正な健康管理ができるよう、また管理職が教職員の勤務時間を適正に管理するよう指導しております。</p> <p>業務の見直しについては、全教職員へ校務用パソコンを整備し、校務支援システム等の IT 化の促進により、校務の効率化を進めております。</p> <p>また、校務の負担軽減に向けて、更に実効性を高めるために、平成 25 年度から、学校・県・市教委が一体となり、毎年度 1 項目以上の取組を行おうとする具体的な行動計画を策定し、「プラス 1 推進運動」として職場環境の醸成を図っているところです。</p> <p>市教育委員会としましては、副校長や主幹教諭・指導教諭を含め、教職員の定数の拡充を県教育委員会に要望を行っているところであり、また、教育現場には多様なニーズがあることから、教職員以外にも特別支援教育支援員や学校相談員、学校サポーター、学校図書館司書等を市独自で配置しており、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな教育の充実に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、現在、「職員の服務規律確保」に加え、「望ましい職場環境づくり」を目的とし、各学校で毎月「服務規律推進委員会」及び「学校安全衛生推進委員会」を実施しており、「服務規律推進委員会」が実効あるものとなるよう、平成 23 年度から「服務規律推進委員会担当者会」も、年間 3 回程度実施しております。</p> <p>今後も教職員の勤務時間については、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	総務課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(11) 教育行政について</p> <p style="padding-left: 20px;">⑥就学助成対象家庭の子どもたちの学習権を保障するために、認定基準は切り下げ前の生活保護基準を用いること。</p>			
<p>回 答</p> <p>就学助成制度は、生活保護法に規定する「要保護世帯」と、これに準ずる程度に困窮している「準要保護世帯」に対して、小中学校の就学に要する経費を援助する制度です。</p> <p>このうち、準要保護世帯への援助は市の単独事業となっております。</p> <p>長崎市における準要保護世帯にかかる認定基準は、前年度の生活保護基準の1.2倍として設定しています。</p> <p>生活保護基準は平成25年8月から27年4月まで段階的に引き下げられておりますが、国より生活保護基準の見直しに伴う影響ができる限り及ばないようにしてほしいとの通知がなされたことを受け、長崎市では平成28年度の就学援助の認定基準額を、引き下げ前の平成25年4月1日時点での生活保護基準をもとに設定したところでございます。</p> <p>また、生活保護基準の見直しに伴う就学援助の認定基準のあり方については、国から平成28年10月にあらためて同趣旨の通知がなされております。</p> <p>今後も長崎市における就学援助の認定基準については、国の通知を踏まえ、他都市の状況も参考に、検討いたします。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	学校教育課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(11) 教育行政について</p> <p style="padding-left: 20px;">⑦小中学校の教育施策については、計画段階から現場の意向も尊重し実施すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>小中学校の教育施策については、小中学校長会を通して、学校現場の意見を聞きながら、その実現に努めているところです。</p> <p>近年、国の教育施策は、グローバル化への対応や学力向上、いじめ問題への対応など、多岐に渡りますが、これら教育施策については、今後も必要に応じて研修会を開催したり、校長会や PTA 連合会等で説明するなどしながら、各学校で円滑な実施を図ってまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環 境 部	環 境 政 策 課
<p>事 項</p> <p>3. 環境と共生するまちづくり (1) 環境にやさしいまちづくりの推進 ①地球温暖化対策に向けて、長崎市として積極的な施策を展開すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>地球温暖化対策については、中・長期的な視点に立った戦略的な対策が必要であることから、平成 21 年 3 月に策定した「長崎市地球温暖化対策実行計画」（平成 23 年 3 月改訂、平成 28 年度改訂中）において、2007 年度を基準年として、長期的には 2050 年度までに温室効果ガスを 80%削減することを目指し、中期的には 2030 年度までに 43%削減する目標を掲げ、目標達成に向けた中期削減戦略とその道筋を示す行程表（ロードマップ）を策定しています。</p> <p>この計画の平成 28 年度以降の実施計画となる「重点アクションプログラム」の主要な施策として、「スマートムーブの推進」、「再生可能エネルギーの導入促進」などを掲げ、取組を推進することで、さらなる地球温暖化対策へとつなげていくこととしています。</p> <p>このうち、地球温暖化対策の着実な推進にあたっては、市民、事業者、行政が連携して取り組むことが重要になることから、長崎市独自の市民の身近な環境行動を促進する「ながさきエコライフ」の取組みを平成 22 年度から進めています。</p> <p>また、市民、事業者、行政の連携により、再生可能エネルギーを推進しようとする「ながさきソーラーネットプロジェクト」では、市直営によるメガソーラーの設置、民間企業への市の公共施設の屋根貸しや土地の提供、市民ファンド事業に対する連携支援を行っています。このうち、市が整備したメガソーラー発電所から生まれる売電利益を市民の環境活動の活性化を図る事業に還元するため、平成 27 年 4 月に「ながさきエコライフ基金」を設置しています。</p> <p>平成 28 年度からは、この基金を活用し、市民の身近な環境行動を促進する「ながさきエコライフ」の取組の更なる浸透と拡大に向けて、広く市民が参画する活動や未来を担う子どもたちの活動へ還元していくことで、市民の自発的かつ継続的な環境活動を促進する「ながさきサステナプロジェクト」を進めています。</p> <p>その第一歩として、多くの市民が気軽に集い、利用できる、市民主体の環境活動の拠点「サステナプラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動推進センター）」を平成 28 年 4 月に開設しました。この拠点を中心に、市民の環境活動を活性化することで、幅広い市民の身近な環境行動を促進していきます。併せて、市民ネットワーク「ながさきエコネット」に参加する「ながさきエコスクール認定校」の活動を支援することで、子どもたちと地域との連携を深めながら、学校における環境教育を進めていきます。</p> <p>平成 28 年度からの実施計画となる「重点アクションプログラム」に掲げる取組みの確実な実施に向けて、市民、事業者、関係団体などと連携を深めながら、地球温暖化対策に係る施策の積極的な展開に努めていきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環境部 商工部	環境政策課 産業雇用政策課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (1) 環境にやさしいまちづくりの推進 ②再生可能エネルギーの普及促進を図ること。			
回 答 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、全国的により安全で安心な再生可能エネルギーへの転換が求められています。 長崎市は、平成 23 年の平和宣言の中で、「たとえ長期間を要するとしても、より安全なエネルギーを基盤にする社会への転換を図るために、原子力にかわる再生可能エネルギーの開発を進めることが必要です。」と表明しています。 私たちの暮らしや社会を支える基盤であるエネルギー施策を考える上では、長期的な国全体のエネルギー政策として、より安全なエネルギーを基盤とする社会への転換を図ることが重要です。そのためには、再生可能エネルギーの開発が進み、安全・安心なエネルギーを基盤とする環境にやさしいまちづくりの推進が図られていく必要があると考えています。 このような中、長崎市においても、再生可能エネルギーを地域自らで創り出す「創エネルギー」を推進しており、平成 25 年度から取り組んでいる「ながさきソーラーネットプロジェクト」を着実に実施するとともに、平成 28 年 10 月から、ごみの焼却熱を利用した高効率な発電設備を有する西工場が稼働を始めています。ごみ発電設備の出力は、東工場が 2,000kW、旧西工場が 1,992kW であるのに対し、西工場は 5,200kW となり、2.5 倍以上の発電能力を有する施設となっています。 また、国における海洋基本計画等の策定により「海洋再生エネルギー」への取組みが進められている中、県内では、実証フィールドの選定、海洋産業クラスター形成推進協議会の設立など、その取組みが顕在化してきています。新たな成長産業として位置付けられる海洋再生エネルギー産業に進出しようとする企業に対し、資格取得による人材育成を支援し、本市製造業の将来にわたる安定的な雇用創出と競争力強化に取り組んでいます。 今後とも、関係団体と連携しながら長崎の地域特性に応じ、地域活性化につながる再生可能エネルギーの普及・拡大を進め、自立・分散型エネルギーシステムの構築を図っていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	理財部 環境部	契約検査課 検査指導室 環境政策課 廃棄物対策課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (2) 省資源、循環型、低炭素社会への推進 ①市発注の工事・物品にリサイクル製品等を積極的に活用し、リサイクルの向上とゴミの減量化を図り、循環型社会の構築を図ること。			
回 答 循環型社会の構築においては、リサイクル製品の活用と資源物の再商品化が重要であると認識しています。 まず、建設工事におけるリサイクルについては、「建設副産物処理要領（長崎市）」に基づき、契約図書である現場説明書において、再生アスファルトや再生砕石などの再生資材の再利用を契約の条件として明示しております。 また、建設工事で発生するコンクリート殻やアスファルト殻などにおいても、同要領に基づき、再生資源化等を行う施設名や搬出する数量を現場説明書に明示して契約の条件するとともに、工事の着工前には「再生資源利用計画書」、完了後には「再生資源利用実施書」をそれぞれ提出させ、施工中及び完了後に建設副産物のリサイクルに係る再資源化が適正に行われているのか確認を行っているところです。 なお、建設工事に使用するリサイクル製品の積極的な活用については、長崎県リサイクル製品等認定制度で規定した品質を満たし、基本単価一覧表に掲載されているリサイクル建設資材の使用推進を行っているところです。 物品購入においては、「長崎市グリーン購入判断基準」に基づき、原則、国の「環境物品等の調達推進に関する基本方針」の基準に合わせた文具類等やOA機器等の物品の購入を進めることにより、環境負荷の低減に努めています。 このほか、長崎市では容器包装リサイクル法に基づき、ごみとして収集されたプラスチック製容器包装（6,481t）のうち、市がリサイクル処理の義務を負う市町村負担比率分（1%）を市内の事業者へ委託し、廃棄物固形燃料（RPF）の原料に供しております。 また、資源ごみで収集されたその他の色のびん（1,091t）のうち、市がリサイクル処理の義務を負う市町村負担比率分（8%）及び選別時に生じるびん残渣を市内の事業者へ委託しており、これらのガラス類については、再生砂となり建設資材として利用されております。 さらに、資源ごみ選別時に生じるプラスチック残渣についても売却し、プラスチック製品の原料に供しております。 今後とも、リサイクル製品等を積極的に活用し、環境に配慮した発注に努めるとともに、資源物の再商品化を進めながら、循環型社会の構築をさらに推進してまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環境部	環境整備課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (2) 省資源、循環型、低炭素社会への推進 ②西工場については、稼働後の環境調査の実施及び地域環境整備などの充実を図り、地域や関係先と連携をとり対応すること。			
回 答 西工場については、平成 28 年 10 月 1 日より供用開始しており、地元小幡連合自治会と取り交わしている環境保全協定を遵守し操業しています。 今後とも、西工場稼働については、施設の円滑な運営と地域環境の保全に資するため、環境情報発信装置による排ガス連続分析値の地元住民の皆様への公表に加え、検査機関による排ガス濃度（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類等）、臭気、騒音等の定期的な環境調査、さらに、ダイオキシン類につきましては、周辺地域における大気中の濃度測定を行い、これらについて、地元代表の皆様と市職員で構成する長崎市西工場運営協議会において十分な説明、協議を行いながら進めていくとともに、庁内の関係部局及び県等の関係機関とも充分連携を図りながら、取り組んでいきます。 また、覚書にもとづく地域環境整備についても、地元地区の自治会のご意見を聞きながら、集会所の建設等を進めているところです。更に平成 28 年 10 月からは、西工場のごみ焼却熱を有効利用した温水プール及び浴室を備えた余熱利用施設の建設にも着手しており、平成 30 年 1 月の供用開始に向けて、着実に進めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環境部	環境政策課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (3) 市民や各種団体との協働による地球環境保全対策の推進を図ること。			
回 答 地球環境保全対策の推進については、地球温暖化やオゾン層破壊、酸性雨問題等への対応に向けた温室効果ガスの削減をはじめとする環境負荷の軽減を図るため、行政だけではなく、市民と協働で取り組むことが重要であると考えています。 そこで、全市的な環境行動の実践については、平成 22 年度から、市民が環境行動を実践するためのきっかけづくりのイベントである「ながさきエコライフ・フェスタ」、市民が環境行動を実践する「ながさきエコライフ・ウィーク」、環境行動を継続していく「ながさきエコネット」の 3 段階からなる「ながさきエコライフ」の取組を進めています。市民ネットワーク「ながさきエコネット」では、市内の活動団体を中心として、「ながさきエコライフ・フェスタ」の企画・運営等が行われるなど、市民協働の取組を進めているところです。 また、市民、事業者、行政の連携により、再生可能エネルギーを推進しようとする「ながさきソーラーネットプロジェクト」では、市直営によるメガソーラーの設置、民間企業への市の公共施設の屋根貸しや土地の提供、市民ファンド事業に対する連携支援を行っています。このうち、市が整備したメガソーラー発電所から生まれる売電利益を市民に還元するため、新たに「ながさきエコライフ基金」を平成 27 年 4 月に設置しています。 平成 28 年度からは、この基金を活用し、「ながさきサステナプロジェクト」として、人と人のつながりを育む「持続可能な開発のための教育（ESD）」に取り組むなど、持続可能な地域づくりを担う人材育成を進め、市民の自発的かつ継続的な環境行動を促進しているところです。 具体的には、平成 28 年 4 月に開設した、多くの市民が気軽に集い、利用できる、市民主体の環境活動の拠点「サステナプラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動推進センター）」を中心に、市民の環境活動を活性化することで、幅広い市民の身近な環境行動を促進しています。併せて、市民ネットワーク「ながさきエコネット」に参加する「ながさきエコスクール認定校」の活動を支援することで、子どもたちと地域との連携を深めながら、学校における環境教育を進めています。 今日の広範多岐にわたる環境問題の多くは、日常生活や事業活動に伴う環境負荷の増大が大きな要因となっており、地球環境保全対策を進めるうえでは、地球規模で考え、市民一人ひとりが自ら考え行動するとともに、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが不可欠であることから、市民や各種団体との協働による、地球環境保全対策のさらなる推進に努めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環境部 水産農林部	環境政策課 水産振興課 農林整備課
事 項			
3. 環境と共生するまちづくり (4) 山と海に恵まれた自然の保全と活用を進めること			
回 答			
<p>長崎市は第二次環境基本計画の中で、基本目標の一つに、「豊かな自然と共生し、身近に自然を感じられるまち」を掲げていますが、自然の保全につきましては、希少動植物の保護対策として、長崎市レッドリストで選定されている希少な動植物の適切な保護と生息環境の保全・創出に努めており、平成28年度にはリストの見直しを図っています。外来種問題についても、平成26年度に作成した長崎市外来種リストを活用し、市民の意識の高揚と外来種の拡大抑制に引き続き取り組んでいきます。さらに、多くの市民が様々な機会を通じ、長崎市が誇る自然の風景や希少動植物など、豊かな自然に触れ合うことにより、自然への理解、環境意識の啓蒙、自発的自然保護につなげることができるよう、平成27年度に作成した自然環境の情報誌の自然環境ガイドブック等を用いて周知を図ります。</p> <p>また、森林は木材生産のほか水資源確保、山地崩壊防止、大気浄化、地球温暖化防止等の公益的機能により、市民の生活環境の向上に大きく貢献しており、これらの機能が十分に発揮されるよう「長崎市森林整備計画」を定め、森林の適正な保全に努めています。こうした取組にも関わらず、木材利用の低調により林業活動は停滞し、森林の荒廃や機能低下が懸念されることから、「長崎市公共建築物等木材利用促進方針」に基づき、地域産材の積極的な利用促進や、長崎県、生産、加工、流通等の関係機関と需要に対応できる供給体制の構築に努めています。併せて、間伐材加工所において、市有林の間伐材を活用した木製品を製作し、自治会等へ提供するとともに、学校図書館の木質化などに取り組んでいます。一方、森林に親しみ、憩い、自然を体験するため、長崎市民の森や岩屋山の森など5地区に「市民ふれあいの森」を開設し、遊歩道や道標、東屋(休憩所)等の整備を行っており、このうち、長崎市民の森の森林体験館では、森林学習スペースや木工体験コーナーの常設のほか、自然観察会などのイベントを実施するなど、市民の皆様の利用促進に努めています。</p> <p>海的环境保全については、生産性豊かな海を創造するため、漁業者を中心とした活動グループにおいて、専門家等のサポートを受けながら、市内全域で藻場再生活動や海洋汚染の原因となる漂流・漂着物・堆積物の処理に取り組んでいます。また、海底環境の改善につきましても、関係漁協等と連携を図っていますが、平成29年度より、新たに国や県の事業を活用した海底環境の改善にも取り組むようにしています。今後も地域や関係機関が一体となって行う漁場環境に対する取組を支援することで、安定した水産資源の回復に繋がっていきたいと考えています。また、海の活用については、漁業体験などを通して海に親しんでもらい、地域の人と交流を図っていただくようなツーリズムのメニューを設けているところです。</p> <p>今後とも自然環境保全に向けた自然保護意識の啓発に取り組むとともに、豊かな自然を活用し、ふれあいの場の確保や機会の提供に努めてまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部	農林整備課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (5) 自然体験型公園等（いこいの里、市民の森等）の整備を進めること。			
回 答 <p> いこいの里は、「市民参加で創る、人と自然のつながりを思い出し体感する場」及び「食農教育」をコンセプトに、平成 21 年度から「いこいの里再整備事業」として、あぐりの丘地域、里山再生地域 及び 森林地域のそれぞれの特徴を活かして、ちびっこ広場、ふれあい動物広場、親水広場や棚田・ほ場・散策路などの整備に取り組んでまいりました。</p> <p> また、さらに多くの市民の皆様にご利用していただけるよう、中長期的な観点に立ち、市民協働による新たな運営の仕組みづくりに取り組んでおり、活動団体数、プログラム数、参加者数とも着実に増え、平成 27 年度の来園者数が 30 万人を超えるなど、賑わいの創出につながっています。</p> <p> 現在、民間のノウハウを活かし、魅力的な施設を目指すよう指定管理者制度導入の手続きを行っております。</p> <p> 引き続き、いこいの里の来園者の増加を促し、賑わいを創出し続ける市民協働型の仕組みづくりを進め、自然体験ができる農業公園型施設の整備に努めてまいりたいと考えております。</p> <p> また、市民ふれあいの森（長崎市民の森、岩屋山の森など 5 地区）については、市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供し、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資することを目的としています。このため、多くの市民の皆様が安全で利用しやすい施設となるよう、遊歩道や案内板、東屋等を設置しており、今後も、市民の声をお聞きしながら、施設整備や維持管理に努めてまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課 商業振興課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (1) 地場企業の育成と商店街の振興 ①中小企業経営安定支援策の充実を図るとともに、支援制度の利用促進を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、平成 26 年度に第三次経済成長戦略を策定し、第一次、第二次とともに共通する経済成長の方向性として、「経済交流と域内経済好循環による経済成長の実現」を掲げ、地場企業の育成と商店街の振興への取組を進めているところです。</p> <p>経営安定支援策については、中小企業向けに資金調達の円滑化による経営の健全化及び事業の安定化を図ることを目的とした「長崎市中企業融資制度」を設けて、支援を行っています。さらに、金融機関OBの金融相談員を商工部内に配置し、中小企業の方々からの融資制度等に係る金融相談に随時応じているほか、中小企業コーディネーターや雇用コーディネーターが中小企業を訪問し、国・県を含めた各種支援制度の活用をアドバイスしています。このほか、国や金融機関等を通じた情報収集などにも努めています。</p> <p>商店街の振興については、商店街が抱える課題解決に向けて、若手等の人材が成長できる機会などを積極的に創り出していくとともに、商店街運営に対し、PDCAサイクルのマネジメント手法の導入による経営的な視点からの体制の強化のための支援を行っております。</p> <p>地場企業の販路拡大においては、新商品の開発や国内外で開催される展示商談会などへの地場企業の出展を支援することにより販路開拓を促しています。</p> <p>また、経営基盤を支える人材の確保については、地場企業の情報発信を第一の命題として、ケーブルテレビ番組「ながさきキラリ☆カンパニー」を軸とした企業情報の発信を行い、若年者だけでなく、その保護者や学校の就職支援担当者にも情報が届くよう取り組んでいます。</p> <p>長崎市としましては、これらの支援策において、中小企業のニーズの把握等に努めながら、中小企業の経営安定支援策の充実を図ってまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり</p> <p>(1) 地場企業の育成と商店街の振興</p> <p>②ものづくり産業(中小企業)への行政支援と、きめ細かな経営支援を図っていくこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>第三次長崎市経済成長戦略で重点分野として位置付けている「船」「食」「観」のうち、「船」を担う造船造機分野は長崎市の基幹産業であり、出荷額及び雇用の主力として地域経済を牽引する役割を果たしていることから、この分野を中心とした人材育成や取引拡大などの支援を行っております。</p> <p>具体的には、高付加価値船建造等によりニーズが増加している造船造機中小企業の若手技術者に対する技術・技能の伝承や、中堅技能者の高度な溶接技術習得などを支援するため、造船造機技術指導員を配置し企業訪問のうえ直接指導を実施しているほか、長崎地域造船造機技術研修センターによる新人研修について、これまで延べ288名の新人造船マンの技能技術の支援を実施しているところです。</p> <p>さらに、地場中小企業の新規性や独自性、市場性、有用性が認められる優れた製品や技術について市が認証し、PR等の支援を行う「優れモノ認証制度」を平成26年度から実施していますが、平成27年度から福岡で開催の展示会に長崎市として出展し、認証品の販路拡大に向けた取組を進めております。</p> <p>また、新たな成長産業として位置付けられる海洋再生エネルギー産業に進出しようとする企業に対しては、資格取得等による人材育成を支援し、長崎市製造業の将来にわたる安定的な雇用創出と競争力強化に取り組んでいます。</p> <p>加えて、大手企業OBの中小企業コーディネーターによる経営や事業拡大に関するきめ細かい相談・指導、長崎工業会が取り組んでいる新たな企業連携、人材育成、生産現場の「カイゼン」活動等に対する支援にも引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、ハローワークOBを雇用促進コーディネーターとして配置し、中小企業が抱える雇用や就業関係の問題に関する相談を受けて対応するなど、経営実務面の安定化を支援しております。</p> <p>さらに、平成26年6月に長崎商工会議所の9階に開設された「長崎県よろず支援拠点」など、関係機関との連携にも努めております。</p> <p>いずれにしましても、長崎市としましては、引き続き地場企業の人材育成や経営力向上へ向けた支援に取り組んでまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部	観光推進課 観光政策課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造 ①国際クルーズ船、世界新三大夜景、世界遺産候補の構成資産等を活かした観光振興策の充実と観光長崎のアピールを強めていくこと。			
回 答 国際クルーズ船の誘致については、長崎港は景観の美しさ、市街地へのアクセスの良さなどから日本有数のクルーズ港として、欧米地域を主とするクルーズ・マーケットから高い評価を受けております。また、中国のクルーズ市場の拡大に伴い、平成 28 年のクルーズ客船入港数は過去最高の 197 隻となりました。 近年は、クルーズ客船誘致の都市間競争が激化していることから、関係機関と連携し、乗船客が快適に滞在を楽しむ取組みを行うとともに、長崎港における受入体制の充実度を船会社等にアピールすることで、寄港増へつなげてまいります。 平成 28 年 1 月、長崎市は、釧路市、金沢市とともに、外国人観光客を地方へ誘客するモデルケースを確立する「観光立国ショーケース」に選定されました。ストレスフリーの環境整備を推進するために、国の事業を活用しながら、大型クルーズ客船の入港に伴うツアーバス交通混雑緩和のための実証実験を既に実施しているほか、外国人患者向けの医療通訳コールセンターを導入することを検討しております。今後も国の集中的な支援を受けながら、多くの外国人観光客から選ばれる国際観光都市づくりを目指してまいります。 夜景観光については、長崎の夜景が世界新三大夜景・日本新三大夜景に認定されたことで、観光素材の目玉の一つとして、PR の強化を図っています。 また、平成 28 年度において、長崎の夜景観光の更なる進化を図るため、観光まちづくりの観点から、基本方針や重点地区・施設の選定などを整理した、夜景づくりに関する基本計画を策定するとともに、先行事例として復元整備中の出島において実施設計を作成しております。今後は、基本計画に基づき夜景観光の整備を進めてまいります。 世界遺産（候補）の構成遺産を活かした観光振興策については、世界遺産登録が、長崎特有の魅力が高められ、地域経済の活性化を図る重要な推進力となることから、来訪者の受入態勢の充実や満足度向上を図るとともに、地域及び民間活力を活かし、経済波及効果を高める取組を積極的に進めております。 今後とも、世界遺産等の特色ある観光資源や、世界新三大夜景などの強みを活かし、宿泊滞在型観光を積極的に推進し、経済の活性化を図ってまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部	観光推進課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造 ②世界遺産登録を契機に新たな観光ルートの開発により、交流人口の拡大に努めること。			
回 答 世界遺産登録を契機とした新たな観光ルート開発については、世界遺産としての価値の理解に重点をおき、各種媒体を通してわかりやすくストーリーを伝えながら、旅行意欲を喚起するとともに、構成資産を単体で紹介するのではなく、構成資産以外の関連施設も併せて価値や関連性を説明し、一連の観光ルートとして発信しているところです。 このような中、着地型周遊ルートについては、平成 28 年度は長崎国際観光コンベンション協会において、長崎デスティネーションキャンペーンの時期にあわせ、産業革命遺産のバスツアーや、軍艦島、高島、池島を巡る 3 島周遊クルーズを企画しております。 また、潜伏キリシタンをテーマとしたバスツアーや、「文楽」観賞を組み込んだ外海地区を巡るツアーの企画などの観光ルートを設定し、併せて、長崎県内の構成資産を持つ市町と連携し、潜伏キリシタンのゆかりの地を巡る広域周遊ルートについても設定を行っております。 さらに、旅行代理店に対して商品造成への働きかけを行っており、その結果、鹿児島や、福岡、佐賀の構成資産と長崎市の構成資産を周遊する新しい観光ルートを設定いたしました。 今後も、世界遺産登録を契機として、構成資産や関連資産、長崎の四季折々のイベント、長崎の夜景、長崎の食等の魅力を組み合わせ、新たな観光ルートの開発を促進し、交流人口の拡大に努めてまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部 文化観光部	世界遺産推進室 観光政策課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (3) 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進 ①「明治日本の産業革命遺産」の受け入れ体制や稼働資産の保全、端島（軍艦島）の保全管理計画など、諸課題の解決に向け万全を期すこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>平成 27 年 7 月に世界遺産登録された「明治日本の産業革命遺産」の受け入れ体制については、世界遺産登録に伴う観光客の増加に対応するため、長崎駅のかもめ広場に世界遺産案内所を設置し、平成 27 年度で、年間約 6 万 3 千人の方にご利用いただいております。</p> <p>また、その他の受け入れ態勢については、グラバー園内に産業革命遺産の世界遺産価値や、8 県 11 市の構成資産について解説した「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」インフォメーションコーナーを設置しております。小菅修船場跡と高島炭坑（北溪井坑跡）には、地元の皆様のご協力を頂きながら、土日を中心に来訪者に対するご案内をいただいております。加えて、旧グラバー住宅、小菅修船場跡、高島炭坑（北溪井坑跡）及び旧木型場（三菱史料館）には、スマートフォンなどを使用して資産の価値等を情報提供する情報発信機器を設置するなどの対策を実施しております。</p> <p>また、軍艦島に関しては、クルーズ事業者で構成される軍艦島観光船協議会が主体となり、国の補助を活用いたしまして、多言語対応の音声ガイドシステムによる情報提供を予定しております。</p> <p>さらに、三菱長崎造船所構内に所在する旧木型場（三菱史料館）については、運営母体である三菱重工業(株)が長崎駅を発着とする見学専用のシャトルバスを運行開始し、土・日・祝日を含めて見学できる態勢を整備していただいております。</p> <p>三菱重工業(株)長崎造船所が所有する 4 つの稼働資産の保全については、通常の維持管理は所有者が行い、世界遺産価値を保つために特別な整備が必要となった場合には、国の調整のもと所有者・国・長崎県・長崎市の役割分担を協議することとしております。</p> <p>また、端島（軍艦島）については、島全体を守る護岸遺構と擁壁遺構は健全な状態を維持し、生産施設遺構と居住施設遺構は優先順位を付けたうえで整備を行うという基本方針のもと、世界遺産登録のユネスコ勧告に対応するため、専門家で組織する「高島炭鉱整備活用委員会」から助言・指導を受け、国や県からの意見もいただきながら、「修復・整備活用計画」を策定しております。</p> <p>なお、早急に整備が必要な箇所については、すでに平成 26 年度から着手しており、今後も引き続き対応してまいります。</p> <p>今後とも、これらの対応を含め諸課題の解決に万全を期してまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部 文化観光部 水産農林部	世界遺産推進室 観光政策課 水産農林政策課
<p>事 項</p> <p>4 産業活動を育む活力あるまちづくり (3) 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進 ②「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、世界遺産登録に向け、諸課題の解決に万全を期すこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、イコモスから「禁教・潜伏期」に焦点をあてた内容に見直すべきとの指摘を受け、平成 28 年 2 月に推薦書を一旦取り下げました。その後イコモスからの助言に基づき、構成資産を「教会堂」から「集落」へ見直し、資産数を 14 から 12 へ変更するとともに、名称を世界遺産価値を的確に表現したものにする必要があることから、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」から「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に変更しました。さらに、「禁教・潜伏期」に焦点をあてた推薦内容を充実させていくため、外海の出津集落の墓地調査及び外海の大野集落の特性を把握するための集落調査を行い、その結果を踏まえて国・県・関係市町と連携して推薦書の再作成に取り組み、平成 29 年 1 月 20 日の閣議了解を経て、2 月 1 日に推薦書を国からユネスコに提出しました。</p> <p>今後は、構成資産の保護を図るため、重要文化的景観「長崎市外海の石積集落景観」の追加選定を進めるとともに、平成 29 年の秋頃に実施予定のイコモスの現地調査に対しても、万全の体制で対応し、平成 30 年の世界遺産登録に全力で取り組んでまいります。</p> <p>加えて「潜伏キリシタン関連遺産」の名称や世界遺産の価値、構成資産について、市民のみなさまに知っていただくため、積極的な周知・啓発を行い、世界遺産登録への機運醸成を図ってまいります。</p> <p>世界遺産登録に伴う来訪者の受入態勢の整備については、これまでも教会堂周辺の環境に配慮した駐車場、トイレ、構成資産までの歩行者用ルートの実装を実施しております。</p> <p>また、4ヶ国語表記の説明板を道の駅「夕陽が丘そとめ」と外海歴史民俗資料館に設置するなど来訪者への情報提供を行うとともに、この2つの施設に遠藤周作文学館を加えた3施設においては、外国人観光客を含めた来訪者の利便性向上のため、公衆無線LAN環境を整えて満足度の向上に取り組んでおります。</p> <p>さらに、道の駅「夕陽が丘そとめ」においては、駐車場の増設や免税店化の取組を実施しております。</p> <p>また、平成 29 年度には、滞在時間を延ばす仕組みとして、映画「沈黙 - サイレンス -」の公開を踏まえ、潜伏キリシタンをテーマとした外海地区へのタクシープランなど、着地型旅行商品及び周遊ルートの造成、リピーター増加や滞在型観光に向けたグリーンツーリズムの推進を図るとともに、道の駅「夕陽が丘そとめ」における観光案内コーナーの設置など、外国人も含めた観光客の受入態勢を整備し、観光消費の拡大を促進してまいります。</p> <p>「潜伏キリシタン関連遺産」の平成 30 年の世界遺産登録を見据え、民間事業者とも連携しつつ、受け入れ体制の整備や来訪者の理解促進のための取り組みを実施してまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部	都市経営室
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (3) 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進 ③郷土資料センター（仮称）については、県と具体的な協議を行い、基本方針、基本設計に向けた予算措置、整備スケジュールを示すこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>県立図書館郷土資料センター（仮称）については、平成 26 年 7 月に決定された「県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター（仮称）整備基本計画」において、「郷土資料の収集や提供などの拠点施設の一つ」として位置付け、「長崎学の研究拠点である長崎歴史文化博物館と連携しながら、一体となって長崎学の振興及び発展を図る」こと、また、一体型図書館と連携した「資料の検索、貸出等やレファレンスサービス」を行うとともに、「利用者や各種団体が調査・研究し、成果の発表ができる場を提供する」ことなどが示されております。</p> <p>また、整備スケジュールについては、平成 30 年度に県立・大村市立一体型図書館が完成した後、現在の県立図書館の蔵書移転と解体を行い、文化財調査、建設工事を経て、郷土資料センターの開館は平成 33 年度の予定となっております。</p> <p>県の担当課からは、その進捗について随時情報提供を受けておりますが、まず、先行して整備される一体型図書館については、平成 28 年 9 月に実施設計の概要が示されるなど、概ね予定どおり進捗しており、現時点では、郷土資料センターの開館予定についても変更はない旨の情報提供を受けております。</p> <p>ただし、整備基本計画において、郷土資料センターの基本設計・実施設計については、一体型図書館と同時期に行うこととしていましたが、昨今の物資高騰などの事情を考慮し、実際の建設時期に見合った時期に設計を行うこととしており、全体のスケジュールには影響を与えないものの、基本設計・実施設計及び予算措置の時期については、平成 33 年度の開館に向けて調整中とお聞きしております。</p> <p>いずれにしましても、平成 30 年度の県立図書館の移転及び平成 33 年度の郷土資料センターの開館に向け、本市が以前から要望しております利用者の利便性確保や長崎学研究の充実が十分に反映された施設となるよう、市立図書館や文化財課等の庁内の関係課と連携し、県と具体的な協議を続けてまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部 商工部 文化観光部	都市計画課 産業雇用政策課 観光推進課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり</p> <p>(4) 東アジアの玄関口として、物流拠点である小ヶ倉柳埠頭、長崎港を整備し、東アジアからの観光客など人・物の受け入れ体制の充実を図ること。また、クルーズ航路のマザーポート化を図り、補給拠点化等の推進を図っていくこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>小ヶ倉柳埠頭については、物流拠点としての機能拡充を図るため、現在、長崎県において荷役用クレーンであるガントリークレーンの整備が行われており、平成 29 年 4 月の完成を予定しています。さらに、コンテナヤードについても、従来の 2 倍の広さとなる約 2.4ha に拡張する工事や貨物の野積み場となる約 5ha の埋立工事が進められております。</p> <p>物流に関しましては、市内大手造船所による大型クルーズ船の建造に伴う輸入資材の荷動きが引き続き活発であった影響もあり、平成 27 年のコンテナ貨物取扱は 5,899TEU（※実入りベース、TEU：コンテナ個数）と過去最高だった一昨年に次ぐ 2 番目に多い取扱量となっております。平成 28 年度においても、地場企業の貿易活動を推進し、地元経済の活性化を図るため、県や長崎市、地元企業・団体などで組織する長崎港活性化センターにおいて、コンテナ航路の週 3 便化の維持・拡大のための取組として 7 月から 8 月にかけて県内 2 地区及び福岡市においてポートセミナーを開催し、その中で物流関係事業者と連携した商談会を実施しました。去る 2 月 8 日には更に首都圏でのポートセミナーを開催いたしました。今後とも、長崎地域の貿易の振興のため力を注いでまいります。</p> <p>平成 29 年度につきましては、長崎港活性化センターが実施する長崎港活性化のための各種活動に対する支援を引き続き行ってまいります。</p> <p>松が枝国際観光船埠頭の延伸計画（2バース化）については、長崎県とともに、国に対し早期整備について要望を行っておりますが、現時点で実現には至っておりません。</p> <p>一方で、既施設の有効活用を図るため、国において、平成 30 年度の完成を目指し、現在の松が枝国際観光船埠頭を 50 メートル延伸する工事に着手されております。</p> <p>いずれにしましても、クルーズ客船の大型化や入港数の増加に対応した「松が枝国際観光船埠頭」の 2バース化は、将来の長崎市にとって必要な都市基盤でありますので、引き続き、長崎県と連携しながら、早期整備について国に働きかけてまいりたいと考えております。</p> <p>アジアからの観光客に対する受入体制の整備については、平成 23 年 3 月に策定した「長崎市・アジア国際観光戦略」に基づき、英語・中国語・韓国語による多言語案内板</p>			

の整備促進や多言語マップの充実など、継続的に取り組んでまいりました。

平成 27 年度には、市内の主要な観光施設 10 箇所（稲佐山展望台、グラバー園、平和公園、長崎ペンギン水族館、眼鏡橋、永井隆記念館、遠藤周作文学館、外海歴史民俗資料館、シーボルト記念館、長崎ロープウェイ淵神社駅舎）及び長崎電気軌道電停全 39 箇所に公衆無線 LAN を整備しました。また、多くの方に快適に買い物を楽しんでいただくために、長崎浜市商店街振興組合と連携し、トイレ、休憩スペース、観光情報発信、消費税免税手続き一括カウンター等の機能を備えた、「浜んまちガーデン」をリニューアルオープンしました。更に、市内の飲食店が無料で簡単に多言語メニューを作成できるウェブサイト「EAT 長崎」を開設しました。

こうした一連の取組が評価され、平成 28 年 1 月に長崎市は釧路市、金沢市とともに「観光立国ショーケース」に選定されたものであり、2020 年の東京オリンピックに向け、国の集中的な支援を受けながら、平成 29 年度は、更なるストレスフリーの受入体制整備を推進していく予定です。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部 商工部	長崎創生推進室 産業雇用政策課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (5) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持 ① Iターン、Uターンに対する定住支援策を図ること。			
回 答 <p> Iターン、Uターン希望者に対する支援策については、平成 28 年 4 月に県と県内 21 市町が協働して移住を推進するために設置した「ながさき移住サポートセンター」において、長崎と東京の 2 つの窓口を開設し、従来から開設している長崎市の窓口と連携して、仕事・住まい・暮らしなどの移住希望者の多様なニーズに寄り添いながら、最終的に移住・定住につながるように取り組んでいるところです。 </p> <p> 併せて、移住者を増やす取組の一つとして、現在動画やホームページを制作しており、その中では実際に市外から移住されてきた方々が、生活の中で感じている長崎市の様々な魅力を発信できるような構成としております。なお完成後には、ホームページは国の「全国移住ナビ」や県の「ながさき移住ナビ」などの移住関連サイトとのリンクを行い、動画は市のホームページへの掲載のほか、YouTube などのソーシャルメディアを活用するなど、様々な視点からの情報発信を行っていきたいと考えております。 </p> <p> 今後とも、長崎市の魅力を PR していくことに併せ、「ながさき移住サポートセンター」をはじめ、関係団体等と連携を図りながら、U I J ターンの支援を行ってまいりたいと考えております。 </p> <p> また、地域経済の活性化を図るうえでは、特に労働力となる若年人材の確保が喫緊の課題となっていることから、若年者の U I J ターンによる就職・定着にも平成 27 年度から力を入れており、学生や一般若年求職者に対して地元企業の情報等を提供し、また、最新の学生の就職動向を調査するために、特に長崎市からの人材流出先となっている首都圏・福岡都市圏の大学や関係機関を訪問し、周知・広報活動を行っております。 </p> <p> さらに、県外で開催される合同企業面談会等に出展して県外の人材確保に努める地元中小・零細企業に対し、その経費の一部を補助しており、こうした取組についても、引き続き推進を図ってまいります。 </p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (5) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持 ②将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進すること。また、企業誘致についても県と連携を図り、正規雇用の拡大に向けて取り組むこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>若年層の県外流出が続く中、若年者を地元に着させることは、重要課題であると認識しています。</p> <p>若年者の県外流出防止策としましては、放送媒体やインターネット（動画投稿サイト）を活用して、地場企業の業務内容や魅力を発信することで、雇用のミスマッチを解消し、地場企業の人材確保を支援する地場企業知名度アップ事業（キラリ・カンパニー）を実施しております。</p> <p>また、平成27年度からはU I Jターン就職の促進にも取り組んでいるところであり、これは、学生や一般若年求職者に対して地元企業の情報等を提供し、また、最新の学生の就職動向を調査するために、特に長崎市からの人材流出先となっている首都圏・福岡都市圏の大学や関係機関を訪問し、周知・広報活動を行っているもので、さらに、県外で開催される合同企業面談会等に出展して県外の人材確保に努める地元中小・零細企業に対し、その経費の一部を補助しております。</p> <p>その他、長崎県が運営するながさき県内就職応援サイト「Nなび」を県と共に周知を図り、地元企業への就職を促進するとともに、長崎労働局、長崎県、県内大学等と連携して合同企業面談会や県内企業の魅力を学生へ伝える「NAGASAKI しごとみらい博」などを開催することで若年者の地元定着を図ってまいります。</p> <p>企業誘致については、雇用を拡大し若年層の流出に歯止めをかけるための、即効的かつ効果的な施策であると認識しており、県や産業振興財団と連携して今後も強化していく必要があると考えています。</p> <p>長崎市では、平成25年度に入りA I Gグループをはじめとするオフィス系、特に保険金支払事務やコールセンターなどの立地申入れが続き、雇用形態も地域限定正社員として採用されている状況であります。一方で、オフィス系企業誘致の受け皿である市内のオフィスフロアが現在不足していることに対しても、良質なオフィスビルの建設を促すためのインセンティブ制度創設など、方策の検討を進めています。</p> <p>また、平成25年12月に長崎市が初めて造成した工業団地である長崎テクノヒル茂木に、自動車部品のプーリと呼ばれる滑車を製造している国内最大手企業の株式会社カネミツの立地協定が締結され、平成27年5月には研究開発施設であるカネミツリサーチセンターとして第1期の事業を開始、第2期の事業として長崎工場が建設され、平成27年12月から本格稼働しております。</p> <p>また、正規雇用の拡大については、長崎市の企業立地奨励条例の雇用奨励金における交</p>			

付要件として、立地企業の雇用形態に応じて正規雇用者数を重視した補助を行っており、企業に正規雇用の拡大を促進しているところです。

平成 28 年度におきましては、ANA テレマート株式会社においては、4 月から新卒採用者及び既存契約社員について地域限定正社員へ雇用形態が変更され、処遇が改善されました。

4 月以降の立地企業では、携帯などのインフラ整備を行う、株式会社クリティックミッションジャパンが3年間で正社員 60 名、保険金の支払事務などを行うオリックス生命保険株式会社が3年間で正社員 365 名を雇用することになっています。

誘致した企業については、立地後のフォローにおいて、機会があるごとに正規雇用の拡大に向けた検討を促すこととしており、今後も、国や長崎県と連携を図りながら、若年者の雇用促進及び企業誘致に取り組んでまいります。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (5) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持 ③産学官の連携を図り、活力あるまちづくりに向けて、環境整備の促進を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎サミットをはじめとする「長崎都市経営戦略推進プロジェクト」は、長崎の経済4団体を中心として、長崎大学をアドバイザーに、長崎県及び長崎市をオブザーバーとした「長崎都市経営戦略推進会議」を設けて、産学官が連携して地域経済の振興に取り組んでいます。</p> <p>なかでも、半年に一度開催している「長崎サミット」においては、7団体のトップが同じ立場で一堂に集い、情報を共有しながら、経済振興における課題や取組みの推進について、率直に意見を交換しているところです。</p> <p>本プロジェクトにおいては、「基幹製造業」、「観光」、「水産業」並びに「教育（大学）」の4分野を重点推進項目に据えて、長崎都市経営戦略推進会議の下に9つのワーキングチームを設けて、具体的な取組が行われています。</p> <p>「基幹製造業」分野では、造船・海洋関連産業の人材育成や研究開発拠点整備への取組を行っているところです。</p> <p>また、「観光」分野では、長崎商工会議所青年部による長崎夜景プロモーション実行委員会が葉加瀬太郎氏に依頼して作成された長崎夜曲の活用など、特に夜景を活かした取組や、世界遺産登録、クルーズ客船の観光客への対応についても、取組が進められております。</p> <p>「水産」分野では、長崎かんぼこ王国を軸とした水産練り製品の出荷額増へ向けた取組に加え、平成27年度からは「長崎のお魚」を活かした観光推進に向けた検討が始まり、また、「大学(教育)」分野では、留学生支援センターと連携した外国人留学生への支援などにも取り組んできたところでございます。</p> <p>長崎市としましては、本プロジェクトが2020年の目指す姿として掲げる「世界に、日本に誇る国際都市長崎」の実現に向けて、今後も、産学官連携し力を出しあって、地域経済の更なる振興に取り組んでまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課
<p>事 項</p> <p>4 産業活動を育む活力あるまちづくり</p> <p>(6) 安心して働ける社会環境の確立と格差の是正</p> <p style="padding-left: 20px;">①労働行政の強化を図るため雇用（労働）行政所管課の設置を行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市において雇用行政を所管する産業雇用政策課では、インターンシップ事業、企業の雇用・就労ニーズの把握や情報収集などの雇用対策を実施しており、長崎労働局や長崎県との共催による合同企業面談会や県内企業の魅力を学生へ伝える「NAGASAKI しごとみらい博」の実施、長崎の強みである「食」「観（観光）」分野での人材育成・雇用創出創造を目指す、「実践型地域雇用創造事業」（厚生労働省委託事業）等の業務も行っています。</p> <p>また、平成 27 年度からは、地場中小企業の知名度の向上を図る事業やU I J ターンによる就職促進事業の取組も始めたところです。</p> <p>さらに、福祉部においては、長崎労働局との共同事業として、平成 26 年 9 月から市役所内に生活保護受給者等を対象としたハローワークの常設窓口を開設するなど、現在、多くの事業において、国や長崎県と連携を図りながら就労支援に取り組んでいるところです。</p> <p>一方、その他の機関を見ますと、市内の宝栄町やメルカつきまち等には、長崎労働局所管のハローワークがあり、また、川口町の長崎西洋館の 2 階と 3 階には、長崎県が設置したワンストップの就業支援施設「長崎県総合就業支援センター」があります。</p> <p>この「長崎県総合就業支援センター」は、若年者（おおむね 45 歳未満）を対象にした「フレッシュワーク長崎」を中心にハローワーク等との連携のもと、若者、女性、高齢者等の様々な求職者に応じた支援機能を集約し、求職者ニーズに応じた相談から職業紹介までの支援を行うとともに、企業ニーズに応じた人材確保・離職者対策等に取り組むものです。</p> <p>この他、長崎県や経済 5 団体、県内企業で構成する「ながさき若者・女性・高齢者就職応援団」においても、若年層の県内就職や職場定着に向けて、行政と民間が一体となった支援体制がとられています。</p> <p>長崎市としましては、「地方創生」に向けて、様々な雇用対策が求められている状況であることは認識しておりますが、市内において各関係機関による充実した支援体制が整えられていますので、新たな雇用（労働）行政所管課の単独設置を行うのではなく、今後もこれらの関係機関と連携を密にし、各種雇用施策の展開に努めていくこととしております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (7) パートや派遣で働く人の労働条件の改善を図るために、関係先と連携を図り、関係法令の遵守や適切な雇用管理についての周知・啓発に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>平成 26 年経済センサス基礎調査によると、長崎市における非正規雇用者（正社員以外の社員・臨時雇用者）は 74,936 人であり、その約 7 割が女性ですが、若年層や高齢者を中心に男性も増加しています。</p> <p>働き方が多様化する一方で、雇用の不安定さがあり、希望しても正社員になるのが難しいといった問題や仕事・責任等は正社員と同様であるにも関わらず、賃金等の待遇が働きや貢献に見合っていないとの問題等もあるとされています。</p> <p>このような中、平成 24 年以降、労働者派遣法や労働契約法が改正され、一定の有期雇用の派遣労働者に対する無期雇用への転換推進措置の努力義務化や、有期労働契約者が通算 5 年を超えて反復更新された場合に、労働者の申し込みにより使用者の意思に関係なく無期労働契約へ転換できる仕組み等が導入されました。</p> <p>また、平成 27 年 9 月 30 日施行の改正労働者派遣法においては、同一の組織単位に継続して 3 年間派遣される見込みがある方に対しては、派遣終了後の雇用継続のための雇用安定措置として「派遣先への直接雇用の依頼」「新たな派遣先の提供」「派遣元での（派遣労働者以外としての）無期雇用」「雇用を維持したままの教育訓練などその他安定した雇用の継続を図るための措置」を派遣元が講じなければならないこととして義務付けがなされております。</p> <p>また、派遣元の義務として、すべての派遣労働者に対し、キャリアアップを図るために、「段階的かつ体系的な教育訓練」「キャリア・コンサルティング（派遣労働者が希望する場合）」を講じなければならないとされており、一方、派遣先に対しては、派遣終了後、新たに労働者を雇い入れる際、一定の要件に該当する場合には、一旦終了した当該派遣労働者を引き続き雇い入れるよう努力しなければならないと規定されました。</p> <p>また、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、平成 27 年 4 月にパートタイム労働法等が改正されるなど、労働環境の改善に向けた法制面での整備が行われているところです。</p> <p>長崎市としましても、パートや派遣労働者等の非正規雇用労働者の労働条件の改善は、重要な課題であると認識しておりますので、今後も、国や関係団体と連携を図りながら、これらの関係法令の遵守について、引き続き、広く周知・啓発を図ってまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部	水産農林政策課 水産振興課 農業振興課 農林整備課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (8) 長崎の豊富な農水業を活用した農林水産の振興を推進すること。			
回 答 <p> 近年の農業を取り巻く環境は、従事者の高齢化や担い手の不足、価格の低迷など多くの問題を抱えており、加えてTPP協定の発動は、日本の農業に大きなダメージを与えられていると言われております。また、長崎市の農業は、生産コストの増大・有害鳥獣や気象災害に伴う農業所得の不安定性等による営農意欲の低下など、豊富な種類の農産物や地域ブランド産物はあるものの、産地や集落の弱体化などが危惧される状況となっています。 </p> <p> 長崎市では、平成 28 年度から「第 4 次総合計画：後期基本計画」における基本施策において、「農林業に新しい活力を生み出します」として位置づけ、個別施策としまして「地域ブランドの育成の推進」「意欲ある農林業者の確保」「安心して農林業を営む環境づくり」による事業展開を進めております。 </p> <p> また、長崎市の農業振興のマスタープランである「農業振興計画」について、現在、後期計画の策定を進めているところです。 </p> <p> さらに、平成 24 年度から、担い手及び集落リーダーの育成、強い経営体の確立、生産力の強化、耕作放棄地の解消など、効率かつ安定した農業経営を実現するために、地域の農業者と話し合いを進め、地域農業のマスタープランである「人・農地プラン」を、平成 26 年 3 月までに長崎市内全域 24 集落で策定しました。平成 27 年度は、先行的に整備する集落、いわゆる「戦略モデル地区」4 地区 7 集落について、実効性のある整備計画を策定しており、引き続き、プランの実現に向けた取り組みを進めていくこととしています。 </p> <p> 「人・農地プラン」によって、集落の中心となる経営体を明確にするとともに、耕作放棄地を含む農地集積を一体的に進めることができ、施設整備・機械の投資額の削減や労働時間の縮減などの低コスト化が図られます。また、地域によっては、農産物の付加価値を高めるため、農産加工による 6 次産業化も可能となります。 </p> <p> こうした取組によって、強い経営体の確立や集落全体の所得向上が図られるとともに新たな雇用を生み出す可能性があり、「儲かる農業」へつながるものと考えています。 </p> <p> いずれにしても、集落の将来像について、地域ぐるみで十分話し合い、合意を得ながら、魅力ある農業と農村の活性化に努めていきたいと考えております。 </p> <p> 森林は、木材生産のほか、水資源の確保、大気の浄化、土砂流出防止等を有し、市民の生活環境の向上に大きく貢献しています。このため、森林の持つ多面的機能が十分発揮されるよう「長崎市森林整備計画」に森林所有者が行う伐採や造林・保育作業等の森林整 </p>			

備に関する指針を定めるほか、森林の機能別にゾーニングを設定し、設定に応じた適切な森林整備の指導に努めております。

しかしながら、林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業従事者の高齢化、さらに、若年者の山村離れによる後継者不足により厳しい状況にあり、維持管理の行われない森林の増加による森林の機能の低下が懸念されております。

将来にわたって森林の持つ多面的機能を発揮していくために、長崎市においては、森林資源の活用や林道などの林業基盤の整備を進めるとともに、「公共建築物等木材利用促進方針」に基づき、積極的に公共建築物等へ地域産材の積極的な利用、需要拡大を図り、併せて市民への啓発を行うことで森林整備を促進しております。

また、間伐等の森林整備や林産事業における作業コスト削減のため、高性能林業機械の導入に対する支援や森林整備の担い手である森林組合基幹作業員に対する福利厚生事業の支援を引き続き行っております。

さらに、間伐材加工所を活用し、学校図書館の木質化を進め、自治会等へバンコ椅子やフラワーポット等の加工品及び木資材を提供するなど、木材の積極的利用促進に取り組んでおり、今後も木材の需要拡大と安定供給を図り、森林資源の有効活用、森林の保全・育成に努めてまいりたいと考えております。

水産業の振興については、長崎市では多種多様な魚が水揚げされており、また、市内外から魚が集まる水産物の一大集散地となっておりますが、その豊かな水産資源を強みとして、水産業の振興を図るため、「長崎市第四次総合計画」を補完し、水産業振興の指針となる「第3次長崎市水産振興計画」に基づき、「魚の美味しいまち長崎の強みを活かした水産業の発展」、5つの個別施策を定めて各種事業を展開しております。

まず1つ目の「安定した水産資源の管理・回復を図ります」では、魚の成育場や海水の浄化作用を持つ藻場づくりへの支援をはじめ、漁場環境の改善、漁港施設の整備、さらには効果的な水産種苗の放流等を実施しております。

2つ目の「やる気、収益性アップの経営体づくりを進めます」では、担い手の育成や収益性を上げるための施設・機器類の整備に対する支援、収益性の高い養殖業の振興等を推進しております。

3つ目の「新たな販路拡大や消費拡大を図ります」では、首都圏における展示商談会への出展に対する支援、長崎の魚を使った新・ご当地グルメの普及による消費拡大、水産物等拠点施設の設置可能性検討などを実施するとともに、年間を通じ四季折々の魚種が楽しめる旬な魚のイベントの開催などによる地産地消の推進に取り組んでおります。

4つ目の「長崎独自の食材や食文化の魅力を発信します」では、「魚のまち長崎応援女子会」や「長崎の魚PR・おもてなしアクションチーム」と連携し、魚を使ったレシピの作成やホームページなど様々な媒体を活用した情報発信を行い、市内外における「魚の美味しいまち長崎」の認知度向上に取り組むとともに、市内飲食店などと連携し、「長崎の魚」を観光客などに食べてもらうための受入れ体制の強化に取り組んでおります。

最後に、5つ目の「食育体験を推進し、食に対する意識の醸成を図ります」では、家族で食卓を囲むことを目的とした毎月19日の「食卓の日」の推進や料理教室の開催、ツーリズム体験の強化などを行い、食育の推進に努めております。

以上のように、第3次水産振興計画に基づき、生産、流通、加工、消費を一貫させた事業を効果的に実施するとともに、各浜の実態に合わせて策定した浜の活力再生プランや漁協の枠を越えた広域浜プランを着実に実践していくことにより、水産業の振興を図ってまいります。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部	水産農林政策課
事 項 4 産業活動を育む活力あるまちづくり (9)「地産地消」事業の推進により、「長崎の食」をPRするとともに、食育の推進を図り、ブランド化と販路拡大に努めること。			
回 答 「長崎の食」のPRについては、「ながさきの『食』広告宣伝事業」において、PR効果に優れたテレビ媒体を活用し、重点品目である「なつたより」、「長崎和牛・出島ばらいろ」、「長崎の魚」を中心として、旬な食材、イベントや生産者等の情報を発信することで、効率的かつ効果的に周知を図っているところです。 交流を通じた地産地消の取組としては、市内農水産物直売所の情報発信をはじめ、四季彩館まつり等の地元農水産物のPRイベントや長崎の農水産物を一堂に会してPRするイベント「ながさき実り・恵みの感謝祭」、さらに「戸石はも・かに祭り」や「のもぎき伊勢えびまつり」、「外海水いかまつり」、「戸石とらふぐかき祭り」など、年間を通じて旬の魚の魅力をPRするイベントを開催し、期間中多くの市民や観光客の皆様にお越しいただいております。 また、魚食普及の取組みとして、平成27年度から、魚のまち長崎応援女子会と連携して作成した魚の離乳食レシピ「フィッシュスタート」を4ヶ月児健診時に配布しています。 食育の推進につきましては、平成21年4月から、毎月19日を「食卓の日」と定め、民間の主催団体6団体と賛同団体71団体と協力しながら、料理教室や食育講座などの開催、市役所食堂における「食卓の日サービスランチ」の提供など様々な形で推進しています。 夜景観光の強化や「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録、また、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産登録を目指していることから、更なる交流人口の拡大が見込まれます。この機会に、重点品目である「なつたより」、「長崎和牛・出島ばらいろ」や「長崎の魚」を使った「新・ご当地グルメ」を中心に、観光客への魅力発信の強化、提供店舗の拡大など消費拡大に向けたしくみづくりに取り組んでいきます。また、道の駅夕陽が丘そとめにおいては、品揃えの充実や駐車場の整備などにより、観光客の受け入れ体制の強化を図るなど、より一層「食」と「観光」の融合による観光客誘致に取り組み、地元農水産物の消費拡大を図ってまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民健康部	生活衛生課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (10) 食の安全管理に対する指導と監視の徹底を行うこと。			
回 答 長崎市は、市民の「食」に対する安全を確保するとともに、観光都市として、観光関連事業者の衛生意識の向上を図ることなども、市の重要な責務の一つであると考えております。 具体的には、食品衛生法に基づき、監視指導計画を策定し、食品危害の発生度等を考慮しつつ、営業施設をランク分けし、効率的、計画的な監視指導と食品の抜き取り検査等を実施しており、このために、専門的知識を有する食品衛生監視員を配置しております。 特に重点監視活動といたしまして、ホテル、大型飲食店、土産品製造業等、観光関連施設に対し、簡易汚染度測定器を用いて、手指・器具の汚染度をチェックする等、科学的手法に基づいた監視指導を行っております。 また、自主的な衛生管理を目的とした食品関係事業者の団体である長崎市食品衛生協会と連携しながら、食品営業従事者に対し、定期的な衛生教育を受講させ、衛生的知識の普及を図っております。 近年は、食生活の多様化などを背景に、主に食肉の不十分な加熱調理により食中毒を引き起こす腸管出血性大腸菌O157やカンピロバクター、感染力が強く汚染が拡がりやすいノロウイルスを原因とする食中毒が全国的に増加する傾向が見られます。 このような食中毒発生の傾向や対策に関する情報等についても、関係団体等と連携しながら食品関係事業者へ提供するなど、安全な食を提供できるよう注意を喚起してまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	安全安心課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(1) 地域住民と協働した安全・安心のまちづくり</p> <p>①地域住民と協働した犯罪や交通事故のないまちづくりのため、各種団体等との連携を図っていくこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>犯罪のないまちづくりに関し、長崎県内における刑法犯認知件数は平成 15 年をピークに減少傾向にあります。窃盗・詐欺・わいせつ事件等依然として地域住民を脅かす犯罪が発生しています。</p> <p>このような状況の中、長崎市としては、地域の自主防犯活動団体である青色回転灯防犯パトロール団体（20 団体）や警察署ごとに設けられている各地区防犯協会へ活動費の助成を行うとともに、定期的に会議を開催して連携を深め、地域防犯力向上・防犯意識の啓発に努めています。</p> <p>また、長崎市と暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議（現在、地域・防犯・商工団体、報道・行政機関等 116 団体で構成）の共催で毎年 4 月の「暴力追放強調月間」に開催している市民集会などにおいて、長崎県警察をはじめ長崎県暴力追放運動推進センター、長崎地区保護司会、長崎犯罪被害者支援センター等と協力し、暴力追放・防犯意識向上の啓発に努めています。さらに、平成 25 年 4 月 1 日に施行した長崎市暴力団排除条例に基づき、長崎県警察や長崎県暴力追放運動推進センターなどの関係団体と連携して暴力団の排除を進めています。</p> <p>次に、交通事故のないまちづくりに関し、長崎市内では、平成 14 年度以降子供の死亡事故は発生していないものの、平成 28 年は小学校低学年の子どもの交通事故が多発しました。また、二輪車関連の安全対策並びに認知機能や判断機能等の低下による高齢者関連の交通事故対策が重点課題となっています。</p> <p>このような情勢を踏まえ、長崎市は、交通事故のない安全で住みよいまちづくりのため、平成 28 年 12 月に「第 10 次長崎市交通安全計画」（平成 28 年度～32 年度）を策定しました。また、長崎県・各警察署・長崎市交通指導員・長崎市交通安全母の会連合会など、長崎市交通安全対策推進協議会の関係機関・団体と緊密に連携しながら、「子どもと高齢者の交通事故防止」、「飲酒運転の根絶」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」、「二輪車関連の交通事故防止」などを重点に、春夏秋年末の各季の交通安全運動や年間を通じた事業に取り組むとともに、家庭・学校・職場・地域ぐるみでの交通安全活動を積極的に推進しています。</p> <p>今後とも、犯罪や交通事故のないまちづくりを推進するため、各種団体等と十分な連携を図ってまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	防災危機管理室
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (1) 地域住民と協働した安全・安心のまちづくり ②防災無線の全市的整備はデジタル化にも配慮して進めること。また、防災・減災対策を進め、自治会・企業等の自主防災組織の結成促進に努めること。		
回 答 防災行政無線の更新整備については、現在のアナログ方式の無線設備が電波法の改正により、平成 34 年 11 月末以降は使用できなくなることから、デジタル化での更新を行うべく平成 28 年度から整備に取り組んでいるところです。 整備初年度となる平成 28 年度は、「基本設計」を策定することとしておりますが、この中で、新たに使用することとなるデジタル波の受信環境の詳細を把握するための現地調査に基づく回線設計と併せて、音声が届くエリアの再検証を行い、最良の音声到達に向けたスピーカーの新たな配置設計を行うこととしております。 また、今後の予定につきましては、平成 29 年度に「実施設計」を行い、平成 30 年度から 32 年度までの 3 箇年事業により、デジタル更新整備工事を実施する予定としております。 自主防災組織については、自治会関係者が多く集まる自治振興推進大会、連合自治会又は単位自治会の定例会など、あらゆる機会を活用して、結成促進に取り組んでおり、また、平成 28 年度に設立された保健環境自治連合会防災部会と連携を図り、自主防災組織の必要性を訴えているところです。 さらに、東日本大震災や熊本地震の発生に伴い、全国的に防災意識が高まっていることに加え、平成 21 年度から開始した市民防災リーダー養成や、平成 23 年度からは地域防災マップづくり事業を開始したことにより、平成 27 年度は、長崎大水害の翌年を除いて、過去最高となる 57 自治会で自主防災組織が結成され、平成 29 年 1 月 25 日現在の結成率は、56.9%となっております。 しかしながら、平成 27 年 4 月 1 日現在の全国平均は 81.0%であり、長崎市は依然として低い状況にあるため、今後も引き続き、あらゆる機会を通じて連合自治会及び自治会に対し、自助及び共助の必要性を伝え、自主防災組織の結成促進を図ってまいります。		

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	長崎駅周辺整備室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(2) 長崎駅周辺の環境整備</p> <p>①九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の建設工事、新長崎駅舎の建設計画、土地区画整理事業の早期実現と交通体系など環境整備の充実を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎駅周辺地区においては、九州新幹線西九州ルート、JR 長崎本線連続立体交差事業、長崎駅周辺土地区画整理事業という国、県、市の3つの事業がそれぞれ相互に関連しながら進められております。</p> <p>まず、九州新幹線西九州ルートにつきましては、現在、市内6工区の工事が発注されるなど、平成34年の完成を目指して事業が進められております。</p> <p>連続立体交差事業については、これまで、長崎駅構内の車両基地移転工事や在来線の仮線への移転などが完了し、現在は、本格的に高架構造物などに着手しているところです。</p> <p>平成30年度末には、仮線から高架構造物へ移転予定であり、平成32年度の完成を目指し、事業が進められております。</p> <p>土地区画整理事業については、新幹線や連続立体交差事業との調整を図りながら駅西側地区より着手しております。これまでは、建物等の移転補償や一部造成工事などを実施しており、現在、ライフライン等の埋設管工事や道路工事に着手しており、平成35年度の完成を目指し、事業を進めております。</p> <p>また、平成27年度末には、「長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画」を策定し、平成28年度より駅前広場の計画や街路などの設計とあわせて、鉄道駅を中心とした交通結節のあり方などについても検討を進めているところです。</p> <p>いずれにしても、長崎の陸の玄関口として、長崎駅周辺地区を再整備するためには、これら3つの事業を三位一体として推進していく必要がありますので、今後も、事業間の連携を十分に図りながら、魅力ある長崎駅周辺のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部 文化観光部	長崎駅周辺整備室 交流拡大推進室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>（2）長崎駅周辺の環境整備</p> <p style="padding-left: 20px;">② J R 西側の交流拠点施設の検討にあたっては、新長崎駅周辺の全体構想を含め、J R 九州と協議を行い慎重に対応すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎駅周辺のまちづくりについては、平成 23 年 2 月策定の「長崎駅周辺まちづくり基本計画」の中で「交流と賑わいの都市拠点を形成する」、「長崎の個性と調和する美しい都市景観を形成する」などの基本方針を掲げており、この基本方針にもとづき進めていくこととしております。</p> <p>このような中、平成 25 年度には、新しい長崎の玄関口にふさわしい魅力あるまちなみ景観と機能的な都市空間の創出を図ることを目的に、専門家などで構成する「長崎駅周辺エリアデザイン調整会議」などを設置し、J R 九州も委員として出席いただく中で、駅舎や駅前広場等のデザイン調整を行ってきております。</p> <p>また、今後、J R 九州の開発計画と交流拠点施設の計画が具体化する中で、駐車場への出入、施設間を結ぶ歩行者動線など、都市計画道路長崎駅西通り線をはじめとする周辺道路へ影響を及ぼす事項が考えられることから、現在、これらの事項について市と J R 九州にて調整を行う場の設置に向け、準備を進めているところです。</p> <p>その中で、J R 西側の交流拠点施設にあたっては、J R 九州と密に情報交換を行いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	長崎駅周辺整備室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>（2）長崎駅周辺の環境整備</p> <p>③JR の高架化促進と交通渋滞の解消を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>JR 長崎本線は、市街地を南北に縦断する形で走っており、大橋町付近から松山町付近までの区間で高架化工事が完了しているほかは、未だに平坦線となっております。</p> <p>そのため、鉄道による東西市街地の分断と踏切部における交通渋滞が発生し、市民生活に影響を及ぼしております。</p> <p>そこで、長崎県において、竹岩橋踏切をはじめ4箇所の踏切を除却し、鉄道により分断されている沿線市街地の一体化と、踏切除却による交通混雑や踏切事故の解消を図るため、松山町から長崎駅までの延長約 2.5 キロメートルの連続立体交差事業が進められています。</p> <p>これまでに、長崎駅構内の車両基地移転工事や在来線の仮線への移転などが完了し、現在は、本格的に高架構造物工事などに着手しております。平成 30 年度末には、仮線から高架構造物へ移転予定であり、平成 32 年度の完成を目指し、事業が進められております。</p> <p>いずれにしましても、連続立体交差事業は、交通混雑や踏切事故の解消を図るとともに、長崎駅周辺のまちづくりを進める上で必要不可欠な事業であり、引き続き、事業主体である長崎県と連携しながら、着実な推進を図ってまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	まちなか事業推進室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (3)まちなかの再整備（まちぶらプロジェクト）と土地の高度利用の推進を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>まちなかの再整備については、長崎駅周辺や松が枝周辺から生み出される賑わいを歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」の賑わいにつなげるため、平成 25 年度から「まちぶらプロジェクト」に取り組んでいるところです。</p> <p>「まちぶらプロジェクト」は、新大工から浜町を経て大浦に至るルートを「まちなか軸」と設定し、軸を中心とした5つのエリアにおいて、それぞれの魅力を顕在化するとともに、各エリアの回遊性を促す取組を進め、「まちなか」全体の魅力の向上を強力に進めて行こうとするものです。</p> <p>これまでの主な取組としましては、新大工町や浜町における市街地再開発事業の支援、中島川・寺町周辺での町家の保全や歳時記の顕在化、銅座界わい路地魅力向上事業、唐人屋敷の顕在化事業、洋館活用事業、公衆便所の整備や民間トイレの活用のための支援事業など、ソフト・ハード両面からの取組を実施しております。</p> <p>さらに、まちなかの賑わい創出を市民等が主体となって実施する「まちぶらプロジェクト認定事業」として、女性の目線でまちなかの魅力を再発見し、SNS等で情報発信する「マチナカ女子部」の活動など、地域力によるまちづくりの動きも進んできているところです。平成 29 年度については、これまでの取組に加え、新大工町における商店街・市場や食を活かしたまちづくりを推進するための地元関係者との実践的な取組や銅座川プロムナードの歩道空間利活用に向けた社会実験、東山手・南山手における洋館への回遊を促す情報板整備などにも取り組んでまいります。</p> <p>また、これまでの取組の中で、新しい店舗の出店や歩行者通行量の増加などが見え始めているところであり、その動きと連動しつつ、土地の高度利用についても、地域性を考慮しながら、推進してまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	都市計画課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(4) 乗り合いタクシー・コミュニティバスの積極的な推進と公共交通事業者との連携を図り、「バス空白地域」の解消とデマンド交通の総合的な推進（西小島地区、鳴滝地区、滑石地区ほか）及び、離島での公共交通機関の存続を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、これまで旧市内のバス空白地域において乗合タクシーを5地区、路線バスを1路線で、また、合併地区や離島ではコミュニティバス等を9路線、デマンド交通を1地区で運行しています。</p> <p>運行に伴う財政負担も年々増加しておりますが、引き続き、効率的な運行内容等へ見直しを図りつつ、市民の日常生活における移動手段の維持・確保に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>現状におけるバス空白地域の解消に向けた取組としましては、路線バスの停留所新設や路線延長、道路整備に併せた路線開設などによることを基本として、地域住民の皆様や交通事業者と協議しながら、可能な限り対応しているところです。</p> <p>なお、新たな地区への乗合タクシーの導入につきましては、地域の人口規模が小さいことによる採算性などの課題があり、現実的には難しい状況です。</p> <p>そこで、地区住民よりご要望があった際には、新たな手法として、自主的に地域の身近な人同士がタクシーに乗り合わせて、一人が負担する運賃を軽減できるような取組みを提案しているところです。</p> <p>今後も、交通事業者との連携を図り、また、利用者増加の働きかけを行いながら、公共交通機関の維持・確保に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、平成29年度の予算編成に当たっては、乗合タクシーやコミュニティバスなどの維持に係る必要な予算措置を行ってまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	安全安心課
<p>事 項</p> <p>5 安全、快適で魅力あるまちづくり (5) 暴力団追放と犯罪のない街づくりのため、関係団体との連携を図り、安全・安心の街づくりの展開を強化していくこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>まず、犯罪のない街づくりに関しては、平成 16 年 10 月に施行した「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりの総合的・計画的な推進を図るため、平成 28 年 5 月に「第 3 次長崎市安全・安心まちづくり行動計画」を策定〔第 1 次計画（平成 21 年度～22 年度）、第 2 次計画（平成 23 年度～27 年度）〕し、官民一体となって、「意識づくり」、「地域づくり」、「環境づくり」の 3 つの基本方針に沿った施策の展開を図っています。</p> <p>そのような中、地域においても「自分の安全は自分で守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識が高まり、自主的な防犯活動の輪も広がっています。長崎市の対応としては、廃止交番等を地域の防犯活動等の拠点「安全・安心・交流センター（12 か所）」として地域に提供するとともに、地域の自主防犯活動団体である青色回転灯防犯パトロール団体（20 団体）や警察署ごとに設けられている各地区防犯協会への活動費の助成、自治会や老人会等での地域防犯講座の開催により、地域防犯力向上・防犯意識の啓発に努めています。</p> <p>また、長崎市と暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議（現在、地域・防犯・商工団体、報道・行政機関等 116 団体で構成）の共催で毎年 4 月の「暴力追放強調月間」に開催している市民集会などにおいて、暴力追放の啓発に努めています。</p> <p>次に、暴力団追放に関し、暴力団は、市民の安全で平穏な生活を著しく脅かし資金獲得のため長崎市の社会活動に不当な影響を与えていることから、暴力団の排除に取り組む姿勢を明確に示すため、平成 25 年 4 月 1 日に長崎市暴力団排除条例を施行し、市の事業等から暴力団を排除する取組を進めているところです。</p> <p>今後とも、長崎県警察や長崎県暴力追放運動推進センターなどの関係団体と連携し、暴力団の排除を図ってまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部 土木部	まちづくり推進室 道路建設課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(6) 斜面市街地の再生と防災体制の整備</p> <p>①斜面市街地の再生と防災体制の整備を行い、防災性の向上と沿線の住宅の建替え促進につながる生活道路・車みちの整備を優先し再生を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>斜面市街地においては、防災性の向上や居住環境の改善を図るために、8地区を選定し、生活道路の整備を中心に「斜面市街地再生事業」を行っておりますが、多くの家屋移転を伴うことなどから事業に長期間を要し、整備効果が表れるのに時間がかかっている状況です。</p> <p>しかしながら、斜面地の居住環境改善には車の入る道路の整備が緊急な課題であることは十分認識しており、引き続き現在着手している生活道路の早期完成に努めるとともに、市道における構造基準の緩和を契機として、地域の実情に応じ様々な工夫をしながら、長崎市と地域が一体となって、車が入る道路に改良する「車みち整備事業」も併せて行っております。</p> <p>「車みち整備事業」については、現在、整備計画をもとに、計画的に整備を進めているところであり、平成30年度までに22路線の車みち整備を完了したいと考えております。</p> <p>今後、地元調整を進めていく中で、早期に地権者の皆様の同意が得られる路線については優先的に整備を行うなど、整備計画路線の早期完了を目指してまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	住宅課 建築指導課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(6) 斜面市街地の再生と防災体制の整備</p> <p>② 長崎市空家等対策計画の策定にあたっては、地域住民の安心・安全を主眼に置き、行政代執行も含めた実効性のあるものとなるよう取り組むこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>平成 29 年 1 月に策定した「長崎市空家等対策計画」の中で、「市民が安全で安心して住み続けられるまちをつくるため、防災、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家（特定空家等）にしないととも、特定空家等をなくす」という基本理念に基づき、「特定空家等にしない」、「特定空家等をなくす」の 2 つの基本方針を掲げ、対策を行うこととしております。</p> <p>特定空家等にしないという点については、居住する地域に住み続けるためのサポート、空家等の有効活用及び空家等管理の重要性の啓発などを行うこととしております。</p> <p>それでも特定空家等となり、周辺に悪影響を及ぼしているものについては、所有者等に対し、老朽危険空き家対策事業や老朽危険空き家除却費補助金の活用による除却を促すとともに、改善されずにそのまま放置すれば危険であると判断される場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「命令」や「代執行」による除却も視野に入れ、厳正な対処を行ってまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 上下水道局	土木維持課 事業管理課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (6) 斜面市街地の再生と防災体制の整備 ③ 長崎市における河川の氾濫と内水による氾濫によって浸水が予想される区域と、その浸水深を示した浸水予想区域図等のハザードマップを早期に作成すること。			
回 答 中島川については、昭和 57 年長崎大水害時の豪雨を想定し、氾濫が予想される区域とその浸水深を示した浸水予想区域図を長崎県が作成し、その浸水予想区域に基づき平成 19 年度に長崎市がハザードマップを作成・公表しております。 中島川は、水防法の規定により、洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川として、長崎県が指定した水位周知河川となっており、平成 27 年度における水防法の一部改正に伴い、浸水想定区域について、想定しうる最大規模の洪水に係る区域を公表することとなったため、今後、県において区域の見直しが検討される予定であり、これに合わせ、ハザードマップの見直しを行いたいと考えております。 浦上川については、管理者である長崎県から氾濫状況を検討したデータを提供してもらい、流入する支川の浸水予想区域図を作成し、平成 27 年 4 月より長崎市のホームページで公表しております。 その他の河川については、流域が小さいこと、また、地盤が河川の高水位より高い掘り込み河川がほとんどであることから、年次計画で行っている河川や雨水渠の整備により、局所的な氾濫状況は解消されるものと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部	農業振興課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (7) 有害鳥獣対策（イノシシ、シカ、カラス）等の強化を図ること。			
回 答 <p>有害鳥獣対策については、ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵設置による「防護対策」、収穫残渣の放置防止、里山や遊休農地等の草刈り等により見晴らしを良くする等の「棲み分け対策」、有害鳥獣を捕獲する「捕獲対策」、の3対策を基本に、迅速かつ効果的な被害防止対策に取り組んでいます。</p> <p>農作物の被害金額は、平成24年度までは8千万円以上で推移しておりましたが、対策の効果により平成25年度は約4千万円程度に減少したものの、平成27年度は約5千500万円となっており、被害地域拡大等により増加に転じております。</p> <p>また、被害相談は年間約900件に上り、農業被害はもとより生活環境被害が市内の広範囲にわたっており、約半数が生活環境被害となっております。</p> <p>捕獲対策については、猟友会から推薦された約140名の捕獲従事者が、区域や期間に制限なく活動できるよう長崎市有害鳥獣対策協議会の捕獲体制を見直し、これまで以上に捕獲圧を高め、捕獲に取り組んでおります。</p> <p>また、地域住民が連携して取り組むことは、被害軽減の効果が得られることから、地域ぐるみの取組を推進しており、地域住民の集会等において、委託している有害鳥獣対策の専門業者が懇切丁寧なコンサルティングを行っており、有害鳥獣の生態や被害発生の原因、効果的な対策について、理解が深まっております。</p> <p>さらに、被害地域住民自らが捕獲を実施することで、被害の軽減や、自主的防衛意識の醸成が図られることから、免許を持たない者と免許所持者とで捕獲チームを編成し捕獲作業を実施する「捕獲隊」を推進しており、平成28年12月末時点で、51チーム、699名の市民が従事されております。平成27年度の捕獲実績は、イノシシ560頭、シカ86頭、合計646頭を捕獲し、平成26年度の合計225頭を大きく上回っており、これらの捕獲対策の強化により、平成28年度のイノシシの捕獲実績は、平成26年度の1,257頭、平成27年度の2,072頭を大きく上回る3,215頭を見込んでおります。</p> <p>防護対策については、農作物被害への国庫事業を活用したワイヤーメッシュ柵の設置支援並びに市単独の1/2購入費補助、また、生活環境被害への自治会等に対するワイヤーメッシュ柵の貸与を行っており、平成28年度は過去最長の設置を計画しております。</p> <p>しかしながら、これらの対策にもかかわらず、依然として被害相談が減少せず、イノシシの生息頭数の増加や生息区域の拡大が予想されます。</p> <p>平成29年度についても、有害鳥獣対策は、猟友会、JA、長崎市等が組織する長崎市有害鳥獣対策協議会による、さらなる被害住民に寄り添った迅速な防護対策の支援や地域ぐるみによる捕獲隊の活動支援等を進め、関係者が一体となった被害防止対策の充実や強化に努めます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	住宅課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (8) 住宅リフォーム助成制度を継続して充実を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市においては、民間住宅の質の向上と長寿命化の促進を図るとともに、市内の施工業者への受注機会を増やすことにより経済の活性化を図る目的で、緊急経済対策として、平成 23 年 2 月から長崎市住宅リフォーム緊急支援事業、通称「ながさき住みよ家リフォーム補助」を実施しております。</p> <p>その事業効果については、利用者へのアンケートの結果等から、助成制度が、市民の方々が住宅リフォームを実施するきっかけとなり、施工業者の売り上げに一定の効果があったものと考えています。</p> <p>一方、県内の経済状況につきましては、日本銀行長崎支店が平成 29 年 1 月 11 日に公表した「県内金融経済概況」によると、景気は全体として緩やかな回復基調を続けているとのことです。</p> <p>以上のことから、ながさき住みよ家リフォーム補助については、住宅の居住環境の改善、若手技能者の育成と技術の継承をその目的として、平成 29 年度も継続して実施する予定としております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部	都市経営室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (9) 魅力ある街づくりに向けて「特区指定」を受け、地域活性化を図ること</p>			
<p>回 答</p> <p>国と地方が一体となった地域活性化の取組において、規制改革を軸に据えた地域活性化の施策として特区の制度があり、国家戦略特別区域、総合特別区域、構造改革特別区域の3つに大別されます。</p> <p>長崎市においては、「総合特別区域」のひとつである「地域活性化総合特区」として、長崎県、佐世保市及び西海市とともに主体となった「ながさき海洋・環境産業拠点特区」が、平成25年2月15日に指定されております。長崎県の基幹産業である造船業の高い技術力や海洋県としての地理的な特性を活かした地域の産業振興を図るとともに、地場大手造船業を中心とした省エネ船や高付加価値船の建造を推進することなどにより、海洋における地球温暖化対策、海洋環境の保全対策、海洋エネルギーの活用といった国と地方で共有する政策課題の解決に貢献し、地域経済の活性化につながる取組を進めております。</p> <p>今後も、国の規制改革等による地域の活性化を図るため、関係課と協議を行いながら、必要に応じて特区の指定等を含めた制度の活用を検討を行ってまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部 市民生活部	平和推進課 スポーツ振興課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (1) 世界の国々が経験したことの無い原爆被爆市として世界平和を願い、核兵器廃絶を希求し世界へ向け発信していくこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市は、72年前の原爆被爆の悲惨な経験に基づき、核兵器廃絶と恒久平和の実現を、国内外に訴え続けてきました。</p> <p>毎年8月9日に開催する「原爆犠牲者慰霊平和祈念式典」のなかでは、市長が「長崎平和宣言」を読み上げ、その模様はインターネットで世界中に動画配信しており、平成25年からは英訳音声での配信もはじめました。宣言文は、国連や核保有国を含む全ての在日大使館などに送付するとともに、10か国語に翻訳した宣言文をホームページに掲載して情報発信しています。広島市と共同で海外原爆展を開催するとともに、ニューヨーク国連本部、ジュネーブ国連欧州本部及び国連ウィーン事務所で常設展示を行っています。また、海外で平和活動に取り組んでいる方や団体を「長崎平和特派員（現在21名1団体）」に認定し、世界規模で長崎市の平和と核兵器廃絶の取り組みを伝えるためにご協力いただいております。</p> <p>平成24年には、核兵器廃絶に向けた政策提言を世界に発信する研究活動の拠点施設として、「長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）」が開設されました。また、長崎県、長崎市及び長崎大学が連携を図り、平和推進施策に取り組むための「核兵器廃絶長崎連絡協議会」を発足し、意識啓発のための市民講座や国際ワークショップなどを開催するとともに、若者を国際会議に派遣するなど人材育成に努めています。</p> <p>また、近年では、核兵器問題を議論する国際会議が長崎で開催されており、平成27年11月に開催されたパグウォッシュ会議世界大会では、核兵器保有国の廃絶の確約や核兵器の法的禁止を呼びかける「長崎宣言」を発表し、「長崎を最後の被爆地に」との訴えを発信しました。さらに、平成28年12月には、オバマ大統領の被爆地訪問実現や国連総会での「核兵器禁止条約交渉を求める決議」の採択などの国際情勢を踏まえ、「国連軍縮会議」において、長崎から世界へ、核兵器廃絶に向けた力強いメッセージを発信しました。</p> <p>平成29年度においては、開催が予定されているNPT再検討会議第1回準備委員会や、長崎市で開催する平和首長会議総会など様々な機会を捉え、長崎から世界に向けて「核兵器のない世界」の実現を目指した平和の発信を強化していきたいと考えており、あわせて、平成32年の被爆75周年を見据え、核兵器廃絶に向けた平和の思いを発信する「長崎平和マラソン」の開催について、検討を進めることとしています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	平和推進課 被爆継承課																								
事 項 6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (2) 原爆資料館、平和追悼祈念館をナガサキの平和行政のシンボルとして、さらに運営・展示の充実に努めていくこと。																											
回 答 長崎原爆資料館（以下、資料館）は、被爆資料等の展示を通じて被爆の実相を伝えるとともに、核兵器廃絶のメッセージを発信する施設として平成8年4月に開館しました。また、隣接する国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館（以下、祈念館）は、平成15年7月に原爆死没者の追悼と恒久平和を祈念することを目的として国が設置した施設です。 資料館では、被爆70周年の節目である平成27年度に向けて、観覧環境向上のための施設整備や展示内容の充実に取り組みました。平成26年度は、団体用屋外トイレの改修や連絡通路の自動ドア化・段差解消、総合案内や電子表示板の設置、公衆無線LAN整備、モバイル端末に対応したホームページを作成しています。平成27年度は展示室の老朽化した機器に代わる最新機器を導入し、多言語による解説文をモバイル端末で閲覧できる仕組みを取り入れるなどの整備に併せ、米国国立公文書館等で入手した被爆資料の整理を進めながら順次展示を行い、展示資料数は927点から約1,500点に増加しています。平成27年度の入館者実績も平成19年度以来の70万人台に到達しており、多くの方に被爆の実相をご覧いただいているところです。 また、資料館において被爆の実相を知ることと併せて、祈念館を見学いただくことにより、平和への意識を高めていただく相乗効果があるものと考えています。 平成25年度から資料館と祈念館の共通パンフレットを作成したり、資料館から祈念館への誘導サインを充実させたりするなど、両館が密接に連携を図っており、祈念館においては平成25年度から3年連続で、年間入場者が10万人を突破し、資料館入館者に対する比率は平成24年度は15.2%、平成25年度は17.3%、平成26年度は18.2%、平成27年度は18.5%と年々増加しています。 今後とも、両館で連携しながら、施設の整備や展示内容の充実に努めていきたいと考えています。																											
【年度別入館者数】																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年度</th> <th style="width: 25%;">原爆資料館</th> <th style="width: 25%;">追悼平和祈念館</th> <th style="width: 30%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td style="text-align: right;">654,503</td> <td style="text-align: right;">89,814</td> <td style="text-align: right;">744,317</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td style="text-align: right;">644,850</td> <td style="text-align: right;">97,843</td> <td style="text-align: right;">742,693</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td style="text-align: right;">667,379</td> <td style="text-align: right;">115,785</td> <td style="text-align: right;">783,164</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td style="text-align: right;">671,921</td> <td style="text-align: right;">122,281</td> <td style="text-align: right;">794,202</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td style="text-align: right;">743,745</td> <td style="text-align: right;">137,643</td> <td style="text-align: right;">881,388</td> </tr> </tbody> </table>				年度	原爆資料館	追悼平和祈念館	合計	平成23年度	654,503	89,814	744,317	平成24年度	644,850	97,843	742,693	平成25年度	667,379	115,785	783,164	平成26年度	671,921	122,281	794,202	平成27年度	743,745	137,643	881,388
年度	原爆資料館	追悼平和祈念館	合計																								
平成23年度	654,503	89,814	744,317																								
平成24年度	644,850	97,843	742,693																								
平成25年度	667,379	115,785	783,164																								
平成26年度	671,921	122,281	794,202																								
平成27年度	743,745	137,643	881,388																								

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	調査課
<p style="text-align: center;">事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (3) 被爆地域の是正拡大に向け解決を図ること。</p>			
<p style="text-align: center;">回 答</p> <p>長崎市は、これまで被爆地域拡大是正のため様々な調査を実施し、これをもとに被爆未指定地域を被爆地域として指定するよう、国に要望してきましたが、国は、被爆未指定地域における原子爆弾による放射能の人体への影響はないとして、被爆地域の拡大是正を認めていません。</p> <p>長崎市では、国が求める科学的・合理的根拠を示すためには原爆による放射能の影響に関する新たな知見が必要であることから、その糸口とするため、平成 25 年 12 月に長崎市原子爆弾放射線影響研究会を設置し、これまでに 7 回の研究会を開催しました。その中で長崎に投下された原爆に起因する被曝線量データの再検証を行い、一部の被爆未指定区域における被曝線量について確認したところです。</p> <p>しかしながら、低線量被曝による健康影響に係る調査研究について、研究会の委員においても意見が分かれ、現在のところ新しい科学的・合理的根拠につながる糸口は見出せていない状況です。</p> <p>今後とも専門家等の研究論文をはじめとする様々な情報の収集と情報交換を重ねていただきながら、新しい科学的・合理的根拠への糸口を見出せるよう引き続き努力していきたいと考えています。</p> <p>また、平成 28 年度の長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）の要望では昨年度に引き続き、「被爆体験者支援事業の充実」とともに、高齢化し病気に苦しむ被爆体験者の救済という観点から、「被爆体験者支援事業の対象合併症の大幅な拡充」及び「爆心地から半径 12km の範囲の被爆地域の拡大」を国に要望したところであり、そのような中、平成 28 年度は対象合併症に「認知症」が追加され、更には平成 29 年度に「脳血管障害」が新たに対象合併症として追加されることになりました。</p> <p>今後とも更なる対象合併症の拡充につなげるために、高齢化し病気に苦しむ被爆体験者の実情を説明し、その救済について国に要望していきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	援護課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (4) 被爆二世についての実態調査を早期に実施し、検診にはがん検診を加えること。</p>			
<p>回 答</p> <p>被爆二世の実態調査については、がん検診を始めとする被爆二世対策の実施につながるような全国的でかつ学術的な調査が必要であることから、国において実施されるべきであると考えています。</p> <p>また、がん検診については、平成 28 年度から血液のがんである「多発性骨髄種」の検査が新たに追加されました。</p> <p>被爆二世は、がん等への健康不安を抱く年齢になっていることから、被爆二世の実態調査の実施と併せて、その他のがん検診についても健康診断に加えていただくよう長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）及び広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）などを通じ、引き続き国に要望していきたいと思います。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	人権男女共同参画室
事 項 7. 男女共同参画社会の実現 (1) 個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、意識改革・社会啓発を推し進めること。			
回 答 平成 28 年 4 月 1 日に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が全面施行され、国や地方公共団体はもとより、事業主に対しても責務が課せられ、法の基本方針に基づく施策についての計画が策定されています。同時に、国をあげて働き方改革の取組が強化されようとしています。 長崎市では、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指して、平成 23 年 5 月に第 2 次長崎市男女共同参画計画を策定し、平成 28 年度から 32 年度まで 5 年間の後期行動計画においては、女性活躍推進法の推進計画として位置付け、様々な取組を行っているところです。 また、性別に関わらず、誰もが働きやすい環境づくりに取り組む事業所を表彰する「男女イキイキ企業表彰」を実施しており、その取組内容や独自の制度などを広く紹介することによって、他の事業所や市民へのワーク・ライフ・バランスの推進に対する意識の醸成に取り組んでいます。 今後も、男女共同参画社会の実現に向け、市民の関心、ニーズを的確に把握し、関係各課と連携しつつ、更なる啓発に努めてまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	人事課 行政体制整備室
<p>事 項</p> <p>7. 男女共同参画社会の実現</p> <p>(2) 行政機関の管理職及び公的審議会、各種委員や役割に女性の登用を積極的に進めること。</p> <p>① 行政管理職の女性登用に向けたポジティブアクションを実施すること。</p> <p>② 公的審議会の女性登用率40%を実現すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>① 長崎市における管理職への登用については、職員個々人が有する管理職として必要な知識・経験、判断力等の様々な能力や資質に加え、これまでの勤務実績や勤務意欲等を総合的に判断し、男女に関わりなく行っています。</p> <p>また、女性活躍推進法に基づき策定した長崎市特定事業主前期行動計画において、平成31年度に行政事務職における管理職に占める女性の割合を20.0%にするという目標を掲げております。</p> <p>今後とも平成31年度の目標達成に向け、管理職として必要な経験等を積ませる適材適所の人事配置を引き続き行うこと等により、女性職員の職域拡大と、将来の管理職としてふさわしい人材の育成に努め、能力と意欲のある女性職員については、積極的に登用していきたいと考えております。</p> <p>② 長崎市における公的審議会については、「第2次長崎市男女共同参画計画（後期行動計画）」において、女性委員の登用率の目標値を平成32年度までに40%と設定しており、これまでも附属機関の委員への女性登用について庁内に通知するなど強化を図ってきたところです。</p> <p>平成28年4月1日時点の登用率は26.5%であり、ここ数年間は20%代後半で推移している状況にあります。</p> <p>登用率が上昇しない要因としましては、関係団体に推薦を依頼する場合において、女性の選任を可能な限りお願いしておりますが、団体によっては一定の職位等にある女性が少ないため、女性の推薦をいただくことが困難である場合があること、専門性が高い分野において、学識経験者が片方の性に偏っている場合があること、法令等で特定の職が委員の要件とされており選択の余地がない場合があることなどが主な理由となっております。</p> <p>しかしながら、政策・方針等の立案、決定の場に女性の視点を取り入れていくことが、今後の施策の効果を一層高めることにつながるという共通認識のもと、今後も引き続き一人でも多くの女性委員が登用されるよう、委員の改選時においては、各所属に対し見直しや工夫を行うよう働きかけるとともに、女性の人材に関する情報収集を行う人権男女共同参画室とも連携し、女性の登用率40%を実現できるよう努めてまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課
事 項 7. 男女共同参画社会の実現 (3) 労働条件において男女の直接・間接的差別を行わないこと。			
回 答 少子高齢化が進む中、男女ともにすべての労働者がその能力を十分に発揮し、安心して働くことができる環境を整備することは重要です。 平成 27 年度の長崎県労働条件等実態調査によると、雇用者に占める男性の割合は 52.6%、女性の割合が 47.4%と、殆ど同じであるのに対して、管理職に占める女性の割合は 25.1%であり、増加傾向にあるものの依然として女性の管理職の割合は低い状況にあります。 また、同調査によると、女性の活躍推進のための取組として「実施している」と回答のあった項目では、「性別により評価することがないよう人事考課基準を明確に定める」が 44.6%と最も多く、次いで「仕事と家庭との両立のための制度を整備し、制度の活用を促進する」いわゆるワーク・ライフ・バランスの取組みが 43.2%となっております。 このような中、長崎労働局では、ポジティブ・アクション（男女の均等な機会・待遇を確保するために、企業が行う自主的かつ積極的取組み）を促進するため、県内の企業を訪問し、促進要請等を行っており、また、平成 26 年度にポジティブ・アクション能力アップ助成金を創設し、ポジティブ・アクションに積極的に取組む企業に対する支援を行っているところです。 さらに、経済界では平成 26 年 12 月 22 日に、女性の社会進出の促進を図り、その能力と感性をより発揮できる社会づくりを推進する官民一体の組織である「ながさき女性活躍推進会議」を発足し、女性の活躍の場を広げ、地域経済の活性化を図る取組が進められています。 また、厚生労働省の調査によりますと、こうしたワーク・ライフ・バランスの推進などのポジティブ・アクションを実施している企業は、女性の活躍が進んでいるだけではなく、職場環境や従業員意識の向上、業績の向上に効果が表れている、とされており、とされております。 長崎市としましては、男女の均等な機会・待遇の確保のために、今後も、国や関係機関と連携を図りながら、企業等に対して、これらの支援制度や関係法令、性別を理由とする直接・間接的差別の禁止等について、引き続き、周知・啓発を行ってまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	人事課
事 項 7. 男女共同参画社会の実現 (4) 育児・介護・看護休暇など男女が利用できるような職場環境づくりを進めること。			
回 答 長崎市の育児休業や介護休暇の制度については、国や他の地方公共団体と同様の制度としており、これまで、法律の改正等にあわせて、育児のための短時間勤務制度の導入や、男性の育児参加の機会を促進するための制度の拡充などを行っております。 また、仕事と育児・介護等の両立支援のための特別休暇についても、同様に制度の拡充を図っており、職員に対しては、様々な機会を通じて制度の周知を行っているところです。 今後とも、制度の周知を積極的に行い、職員及び職場の意識への浸透を図るなど、次世代育成の観点から策定した「長崎市第2次特定事業主前期行動計画」や、女性職員の活躍推進の観点から策定した「女性活躍推進法に基づく長崎市特定事業主前期行動計画」などに沿って、男女がともに子育て等をしながら働き続けることができる職場環境の整備に努めてまいりたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	人事課
事 項 7. 男女共同参画社会の実現 (5) セクシュアル・ハラスメントのない職場環境整備を行うこと。 ①セクシュアル・ハラスメント防止研修の対象を管理職・新規採用職員から女性職員・非正規雇用職員に広げること。 ②女性中心の相談員を配した相談窓口の設置と周知を図り、安心して相談できる環境整備を行うこと。			
回 答 ① セクシュアル・ハラスメント防止研修については、現在、管理職員（所属長）、2年次係長、新規採用職員を対象に実施しておりますが、これらの研修は、職員が正しい知識を身につけるなど、防止効果を高める有効な方策であると考えられることから、これらの職員に加えて、研修を受講してから一定年数が経過する職員についても改めて研修を行うなど、今後とも研修機会の充実や研修方法等を検討し、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めてまいりたいと考えております。 なお、非常勤職員については、任用形態も様々であり、集合形式での研修は困難な面がありますので、それぞれの任用時に相談窓口等を記載した周知文書を配布して対応しております。 今後も引き続き相談窓口等の周知徹底を行ってまいります。			
② セクシュアル・ハラスメントの相談窓口につきましては、現在、女性の専門相談員による「セクハラ110番」を設置するとともに、各任命権者の人事担当部局には男女の相談員を配置しております。 また、平成23年度から、市の外部に相談窓口を設置し、外部相談員（弁護士 男女各1人）を配置して、より安心して相談できる環境整備を行いました。 これらの相談窓口の周知徹底を図るため、毎年度当初には、職員に周知を行うとともに、臨時職員等の期限付任用職員に対しては、それぞれの任用時に相談窓口等を記載した周知文書を配布しているところです。 今後とも、セクシュアル・ハラスメントの防止対策には、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	子育て支援課
<p>事 項</p> <p>7. 男女共同参画社会の実現</p> <p>(6) 児童虐待防止、早期発見、対応のため、学校、校医、地域、児童相談所との連携を強め体制を充実させること。</p>			
<p>回 答</p> <p>児童虐待防止のためには、発生予防、早期発見、早期対応、保護、支援に至るまでの切れ目のない取り組みが必要です。</p> <p>長崎市では、福祉・保健・医療・警察・教育・地域の団体や児童相談所などの34の関係機関から構成される「長崎市親子支援ネットワーク地域協議会」（要保護児童対策地域協議会）を設置し、長崎こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）をはじめとした関係機関と密接な連携を図りながら相談ケースに対応しております。</p> <p>同協議会の実務者を対象とした会議では、事例検討や研修会を概ね月1回実施し、関係機関と連携を図るとともに、職員の資質向上の場としても活用しております。</p> <p>個々の事例に対しては、関係機関でその対応を協議する個別ケース会議を開催し、相談ケースに応じた役割分担や具体的な連携を深めています。</p> <p>また、関係機関への研修として、児童虐待の初期対応から市へ情報を提供するまでの流れを示したDVDや「長崎市児童虐待防止対策マニュアル」を活用し、出前講座や関係機関の会議等において児童虐待防止研修を実施しております。</p> <p>市民に対しては、「こども総合相談」として、電話、面接、訪問に加え、電子メールでも幅広く相談に対応しております。</p> <p>子どもの虐待の予防や虐待の問題を解消するための支援は、一つの機関や職種のみでは、なしえないものです。今後も児童虐待防止活動や早期発見、対応のために、学校、医療機関、地域、児童相談所等との連携を強め、体制の充実強化に努めてまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部 教育委員会	人権男女共同参画室 学校教育課
<p>事 項</p> <p>7. 男女共同参画社会の実現</p> <p>(7) NPOや県と連携を図り、DV被害者の救済と環境整備を充実させること。 また、DV防止の研修を中・高校でさらに進めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>DVは、身体的な暴力だけではなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれる重大な人権侵害であり、適切な被害者救済を行うためには関係機関等との連携が非常に重要であると考えております。そこで、長崎市においても、長崎県をはじめ、関係する公的機関やNPO法人等とのネットワーク会議や意見交換会等に定期的に参加し、情報交換や連携強化を図っています。また、相談員（支援者）についても、定期的な事例検討会議を行うとともに、国や県、市内部での様々な研修会に参加するなどして、様々な問題を抱える相談者に対応できるよう、更なるレベルアップを図っているところです。</p> <p>DV防止の研修については、長崎市第四次総合計画や平成23年5月に策定した第2次長崎市男女共同参画計画に基づき、主に市内の中学校を対象に、「デートDV防止授業」の派遣講座を行っております。平成27年度は18校で19回、平成28年度は1月末までに11校で開催しており、今後も教育委員会や関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。</p> <p>一方、学校現場においては、教育活動全般を通して、生命を尊重する心、他人への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心を育てるなど、子どもたちの心に響く多様な活動を通して心の教育・人権教育の充実を図っております。</p> <p>特に中学校では、DV防止に向けた取組の一つとして、「デートDV防止授業」の派遣講座を活用し、講話を聞いたり、ロールプレイなどの体験的な活動をしたりするなど、男女が対等な関係を築くことや、お互いを大切にすることを育てております。</p> <p>今後も引き続き、関係機関、団体との連携を密にするとともに、DVに関する教育、啓発を通じて、DVの防止及び被害者の救済に取り組んでまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木維持課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (1) 諸団体（自治会、学校、警察等）から指摘を受けている市道、歩道、通学路等の危険箇所（ガードレール、カーブミラー等）を早急に改善すること。			
回 答 生活道路として重要な役割を果たしている市道や多数の住民が利用している公共性のある里道、私道については、誰もが安全・快適に利用ができるよう環境整備を進めております。 道路環境整備に当たっては、交通管理者である警察とも調整を図りながら、交通事故が多発している道路や緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所を優先し、歩道の新設改良やガードレール及びカーブミラー等の交通安全施設の整備、路面、階段等の補修、側溝整備などを行うことにより、危険箇所の早期改修・改善に努めているところであります。 特に通学路に関しましては、道路管理者、学校、警察等との合同点検を実施し、対策が必要な危険箇所については、外側線やガードパイプの整備、路側帯をカラー化し歩車道の区分を明確にするなど、安全性の確保に取り組んでおります。また、平成24年度から27年度にゾーン30を9地区で実施し、平成28年度においても新たに2地区で実施することとしており、区域内への車の流入を抑えることで、通過交通の減少による交通事故発生件数も少なくなるなど、一定の効果が得られております。 今後も、住民の方々が安心して生活できるよう、また、児童・生徒が安心して通学できるよう、学校、自治会、警察等からの指摘・要望等については、関係者及び関係機関と連携を図りながら、迅速な対応に努めてまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8 道路・交通体系の整備 (2)トラック・タクシーベイ(浜の町、新大工、長崎駅周辺)の整備・拡大を進めること。			
回 答 市内におけるタクシー及びトラックベイは、現在、長崎市内の公道上に、タクシー用が14箇所52台分、トラック用が6箇所19台分整備されております。 この他にも、荷さばき用の駐車施設については、平成13年6月から、一定規模以上の建物を建築する際には、条例によりその設置を義務づけており、平成27年度末現在、50施設、224台分の荷さばき駐車施設の設置が届け出されております。 また、平成18年6月1日の改正道路交通法の施行にあわせ、長崎警察署管内においては、春雨通りの郊外向けの車線など3区間、浦上警察署管内においては、住吉地区や平和町地区の7区間において、時間帯を指定して荷さばき車両に対する駐車規制の緩和などの対応がなされたことから、荷さばき用のスペースが大幅に拡大しております。 タクシーベイやトラックベイを既存の道路上に新たに確保することについては、限られた道路空間の中で、一般車両の走行空間やバリアフリーに配慮した歩行空間を確保する必要があるため設置スペースの確保が難しく、また、設置に伴い車両が周辺道路に集中することによる混雑の懸念など運用面での問題もあることから、早急な対応は難しい状況にあります。 しかしながら、平成25年度には、既存のトラック・タクシーベイの機能向上を図るため、違法駐車防止対策として、カラー舗装化を実施したところであります。 なお、平成26年度には、めがね橋周辺におけるタクシーベイの設置について検討しましたが、地元の協力を得られない状況となっており、また、浜町や新大工地区においては、再開発事業が進められていることから、これに併せて、トラック・タクシーベイの整備についても、道路管理者及び交通管理者などと協議を行いながら検討していくこととしています。 今後とも、快適な道路環境や渋滞緩和の観点から、トラック・タクシーベイの利便性向上に努めてまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 まちづくり部	土木企画課 都市計画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (3) 電停の整備及び歩道橋のバリアフリー化を一層推進すること。			
回 答 電停の整備については、これまでも軌道事業者が行う電停改善に対する助成や、軌道事業者独自の取組として、交通安全上問題となっていた電停の防塵板の改善などを実施していただくなど、その推進に努めてきたところであり、今後も、軌道事業者と連携しながら、公共交通の利便性や安全性の向上を図ってまいりたいと考えております。 次に、歩道橋のバリアフリー化については、道路管理者や交通管理者などの関係者でバリアフリー化に向けた検討を進め、協議が整った箇所から、順次、歩道橋を撤去するか、または、それを残したままで横断歩道の設置を進めてきております。 その結果、現在、電停と一体となった歩道橋も含め、市内に42箇所ある歩道橋のうち、これまでに13箇所が撤去され、また、3箇所歩道橋を残したまま横断歩道が併設され、バリアフリー化が図られてきております。 平成22年度には、松ヶ枝地区の「松が枝歩道橋」が撤去され、また、赤迫地区の六地藏前に位置する歩道橋については、それを残したままで横断歩道が設置されたところであります。 現在は、一般国道34号の新大工町電停や諏訪神社前電停のバリアフリー化について、地元自治会や道路管理者、警察などの関係者と協議を進めておりますが、平成25年度より、国土交通省により事業化がなされ、測量・設計を実施し、現在、関係者間で調整を行っているところでございます。 また、一般国道206号の大橋交差点のバリアフリー化についても、関係者間で協議を進めており、平成27年度に道路管理者である長崎県により、周辺交差点の交通量調査や交通解析などが行われ、道路利用者の「利便性」、「安全性」や交通の「円滑性」の確保などを総合的に判断し、横断歩道設置などの対策について検討を行っております。 いずれにしても、高齢者や身体に障害をお持ちの方はもとより、だれもが安全で円滑に移動できる道路環境づくりが求められておりますので、道路交通の変化等を踏まえながら、引き続き、道路管理者や交通管理者などの関係者ととも、バリアフリー化を推進してまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 まちづくり部	土木企画課 都市計画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (4) 高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網（茂里町ハートセンターなど）の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。			
回 答 高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網の整備及び歩道のバリアフリー化については、平成 25 年度に改訂した「長崎市バリアフリー基本構想」、平成 26 年度に改訂した「長崎市バリアフリー特定事業計画」に基づき、出島電停のバリアフリー化や誘導ブロックの整備など、各事業管理者による計画的な推進が図られております。 茂里町ハートセンターなどを経由する路線バスについては、現在、数便が運行されていますが、梁川橋踏切を横断することによる定時性、安全性等の問題があり、輸送サービスとしては十分ではありません。 しかしながら、長崎県事業の JR 長崎本線連続立体交差事業により、平成 30 年度末に梁川橋踏切を含む 4 ヶ所の踏切が除却される予定となっておりますので、踏切除却後の路線バスの乗り入れについて、引き続き、バス事業者と協議してまいりたいと考えています。 なお、平成 29 年度の予算編成に当たっては、JR 長崎本線連続立体交差事業の整備促進に必要な予算措置（県施行負担金）を行ってまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (5) 福田バイパス（仮称）の早期実現を図ること。			
回 答 （仮称）福田バイパスについては、長崎市をはじめ市議会や経済・交通団体、地元の皆様が構成する「一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会」により、長崎県や県議会などへ早期事業化の要望を行っております。 このような中、長崎県において、平成 24 年度に国道 202 号の福田地区の交通状況に関する調査が実施されており、その結果、小江町と大浜町区間の交通量の大半は通過交通ではなく、地区内の移動交通であり、バイパスの利用交通量が見込めないことや事業化には多額の費用が必要なことなどから、現時点では、長期的な課題であるという見解が示されております。 長崎市としましては、こうした問題を少しでも解決できるよう、地元の皆様と協力しながら検討を行うとともに、「一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会」を中心に、今後も引き続き、県や国などの関係機関に対し、整備促進の働きかけを行っていきたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (6)長崎バイパス・女神大橋・川平有料道路の早期無料化を実現すること。			
回 答 長崎バイパスは、日本道路公団の民営化に伴い、高速自動車国道と一体になって機能するネットワーク型一般有料道路となったため、債務返済期間が高速自動車道路と合わせた45年間に設定され、平成62年までの長期返済期間となっております。 このような中、平成22年6月28日から平成23年6月19日まで無料化社会実験が行われ、長崎バイパスは社会実験前の約3割の交通量が増加し、国道34号は約1割が減少するなど、国道34号の交通緩和につながる事が確認されましたが、一方で、長崎バイパスに接続する県道長与大橋町線や昭和馬町線などは、朝夕に大きな混雑が発生するなどの課題も確認されました。 長崎市としましては、長期の返済期間が残されており、早期の無料化は困難であると考えますことから、まずは東部地区と市中心部のアクセスの向上を図るため、国道34号日見バイパス、並びに九州横断自動車道の全線4車線化の早期完成を国に対し、強く働きかけていきたいと考えております。 ながさき女神大橋有料道路は、木鉢インターチェンジから戸町インターチェンジ間を結ぶ延長1.7kmの道路で、長崎港によって分断されている本市南部、西部を最短ルートで結び、市中心部の慢性化した交通混雑の緩和や産業・経済の活性化を目的として、平成23年2月から供用開始されております。 また、川平有料道路は、国道206号の時津町の井手園交差点と長崎バイパスの川平インターを結ぶ延長4.7kmの自動車専用道路で、時津町からや西山方面や九州横断自動車道を最短ルートで結び、国道206号の交通渋滞の緩和を目的として、昭和63年7月から供用開始されております。 このような中、平成20年10月にETCが導入され、通勤割引や終日3割引の社会実験を行った後、平成21年5月から終日3割引の本格運用が行われるなど、利用者の負担軽減を図る措置が講じられております。 これらの無料化につきましては、長崎県によりますと、まだ多額の未償還額が残っていることから、早期の実施は困難とのことであります。 長崎市としましては、建設された道路が有効活用され、その効果を十分に発揮できるよう、県に対し、無料化や料金割引について、働きかけを行っていききたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 市民生活部	土木企画課 伊王島行政センター
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>（7）陸と海の交通網を活かした伊王島の街づくり</p> <p>①伊王島地区の安全対策と地域活性化を図ること</p>			
<p>回 答</p> <p>伊王島大橋は、平成 23 年 3 月 27 日に供用が開始されましたが、地区内の道路網は、一部の区間を除き道路幅員が狭小で、そこに多くの自動車が入り込むことにより、交通事故の発生、地区住民の生活環境や交通環境の悪化などが開通前から懸念されておりました。</p> <p>そこで、伊王島大橋開通後の交通対策の基本的な考えとして、観光などを目的とする自動車については、幹線道路沿いに一定規模の駐車場を確保し、そこから、徒歩や自転車、バスといった交通手段で島内を散策する「パークアンドウォーク・サイクル」を基本とし、交通を誘導してきました。</p> <p>その結果、これまでに大きな渋滞や交通事故等も発生しておらず、島内交通の秩序が一定守られているものと評価しているところであり、今後も、この手法による交通対策を継続してまいりたいと考えています。</p> <p>供用開始から約 5 年半が経過しようとしており、交通量も一定落ち着きを見せておりますが、今後も、地区内の交通問題につきましては、地域の皆様のご意見などを踏まえ、関係機関と連携しながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>また、伊王島地区の活性化については、伊王島大橋の開通によって、伊王島地区の住民の皆様が行動範囲が拡大するとともに、伊王島地区を訪れる観光客が増えたことにより、まちの賑わいが増しております。</p> <p>しかし一方では、架橋に伴い伊王島港から高島へ行く人が増えたことによる伊王島ターミナル駐車場の混雑防止対策や地区内の商店における消費の減少などの課題も生じてきております。このような現状を踏まえた課題を住民の皆様と共有し、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを進めるため、伊王島地区をはじめとした合併地区において地域振興計画を策定し、地域の活性化に取り組んでいるところです。</p> <p>平成 28 年度は、増えてきた観光客に、伊王島の魅力を伝え、おもてなしの充実を図るため、観光案内ガイド養成講座を開催するとともに、サイクリングモニターツアーを実施しております。</p> <p>また、11 月には伊王島 TT バイクタイムトライアル大会が開催され、他県からも多数の方々に参加いただいたところです。</p> <p>今後は、住民の皆様との連携を図りながら、サイクリングの街としての魅力を発信し、伊王島地区らしい活性化策に取り組んでいきたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	都市計画課
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>(7) 陸と海の交通網を活かした伊王島の街づくり</p> <p>②高島・伊王島航路を存続させること</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎～伊王島～高島航路については、伊王島地区・高島地区住民の生活に欠かせない移動手段であり、また、離島地域の振興を図るために、国、県、市の補助により航路の確保・維持を図っております。</p> <p>本航路は、長崎汽船株式会社により運航されていますが、使用船舶である「コバルトクイーン1号」、「コバルトクイーン2号」の2隻は、昭和63年の進水から約27年経過し、船体及びエンジン等の設備全般の老朽化が進行していることから、今後の安全で安定的な運航の確保が課題となっています。</p> <p>また、船舶の老朽化に伴う船舶修繕費の増加や利用者の減少により、年々、補助金が増加している状況にあることから、平成27年3月に、航路事業者、伊王島地区代表者、高島地区代表者、国、県、市などで構成する「長崎県離島航路対策協議会長崎市域分科会」におきまして、運航費用等の削減と収益の増加を両輪とした航路改善方策について検討を行い、航路改善計画を策定いたしました。</p> <p>この計画では、特に老朽化が激しいコバルトクイーン1号の代替建造を行い、建造費用を含めた運航費の損失額を国、県、市の補助金で支援していくことや、新船の就航に合わせて、需要に応じた適切な便数・ダイヤのあり方について検討を進めること等の各種改善方策を取りまとめたところです。</p> <p>現在、この計画に従い、平成29年6月頃の就航を目指して、運航事業者において新船の建造が行なわれており、ダイヤの見直しについて、高島・伊王島の地域の皆様や航路事業者と協議を進めております。</p> <p>今後とも、地元住民、運航事業者、国、県等と連携し、航路の確保・維持に取り組んでまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (8)市内中心部の交通量を減少させる対策（パークアンドライド等）を推進すること。 ①浜口交差点から岩屋橋交差点までの交通渋滞解消策を図ること。			
回 答 市内中心部における交通渋滞の緩和等を目的として、自家用自動車から公共交通機関への乗換えを促進するため、これまでに様々な取組みを行ってきております。 具体的には、松山地区の3公営駐車を平成13年度からパークアンドライド駐車場として運用を開始するとともに、市営桜町駐車場においては、平成23年4月から土・日・祝日に限って料金定額制を本格的に導入いたしました。 さらに、松山町駐車場においては、指定管理者により長崎電気軌道の1日乗車券を販売し、パークアンドライドを推進させる取組みを行ってしております。 また、バス専用レーンの指定や、路面電車及び路線バスにおける共通ICカードの導入、低床車両の導入など、交通事業者等の関係者ととともに様々な施策に取り組んでおります。 併せて、ゴールデンウィークやランタンフェスティバルなどの観光繁忙期には、パークアンドライド駐車場の周知やマイカー自粛運動を広く市民に呼びかけており、加えて、平成20年からは、県下一斉のノーマイカーデー運動が行われるなど、地球環境保全の観点からも、マイカー自粛への取組みが進められてきております。 今後も、関係者と連携しながら、市内中心部の交通量を減少させる対策に取り組んでまいりたいと考えております。 次に、国道206号の浜口交差点から岩屋橋交差点までの交通渋滞を抜本的に改善するためには、これと並行する地域高規格道路 長崎南北幹線道路の整備が必要不可欠であると考えております。 長崎南北幹線道路は、長崎インターチェンジから時津町までの計画延長約20kmの路線で、これまでに「ながさき出島道路」と大波止から松山町に至る都市計画道路 浦上川線の約7kmが供用されております。 これに続く、松山町から時津町間については、これまでルート検討や費用対効果の検討等が進められております。 このような中、長崎市と西海市、時津町、長与町で構成する「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に、要望活動を行っており、平成27年度からは、要望活動を強化するため、沿線の観光施設や経済・交通団体にも加入していただき、組織の充実を図ったところであります。さらに、平成28年度から期成会の会員の方々と協力して、経済波及効果の調査を行うこととしております。 今後とも、「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に国や県及び県議会、県選出の国会議員等に対し、引き続き、働きかけを行っていきたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (9) 女神大橋と連結する国道 202 号線の改良拡幅と歩道の整備を行うこと。			
回 答 国道 202 号の福田地区については、道路幅員が狭く、大型車同士の離合がしにくい箇所や、歩道が十分確保されていない区間が残されており、歩行者の交通安全対策等が必要であると認識しております。 このような中、長崎県において、これまでに大浜町の大迫バス停付近や、小浦町の中浦バス停付近、フレスポ福田ウエスト前や小浦町から福田本町に至るカーブ付近などが改良され、さらに、平成 26 年度には、大浜町の大迫バス停と大浜町バス停間の曲線区間が完成しております。 現在、小浦船津公園前から福田郵便局前間の約 770m において、交通安全対策事業が進められており、平成 28 年度は、建物調査、用地補償等が進められております。 長崎市としましても、「一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会」を中心に、市議会や地域の皆様方とともに、引き続き、県や国などの関係機関に対し、整備促進の働きかけを行っていきたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (10) 長崎半島への唯一の幹線道路である国道499号線の全線の改良拡幅および長崎外環状線（新戸町 IC－江川交差点）の早期着工を実現すること。			
回 答 国道499号の三和地区から野母崎地区については、長崎県において、拡幅工事が進められており、平成23年度には「蚊焼工区」が完了したところであり、現在、「栄上工区」と「岳路工区」の工事が進められております。 「栄上工区」については、平山町から布巻町にかけての延長約1.3kmの区間において、平成20年度から整備が進められ、平成27年度末の進捗率は、約7割で、約570mが暫定供用されており、平成30年度の完成を目指し、用地取得や工事等が進められております。 また、「岳路工区」は、蚊焼町から黒浜町にかけての延長約2.1kmの区間において、平成22年度から整備が進められ、平成27年度末の進捗率は、約9割で、約800mが完成供用されておりますが、一部区間の権利者との交渉が難航しており、当初予定しておりました平成28年度の完成は厳しい状況とのことであります。 長崎外環状線の新戸町から柳田町の区間については、これまで、長崎県において、費用対効果などの総合的な検討が行われていたましたが、多額の費用を要することから、事業化に至っておりませんでした。 そのため、長崎市としましても、早期完成に向け、国道499号の栄上工区の整備完了後に県道深堀三和線を市道として、長崎市が管理するという最大限の協力を行うことといたしました。 その結果、長崎県において、平成27年10月に鹿尾ダムの西側を通り柳田町で国道499号に接続するルート、鹿尾ダムの東側を通り江川交差点に接続するルートへ都市計画の変更が行われ、平成28年度に新規事業化がなされたところであります。現在、測量や地質調査、設計などが進められております。 長崎市としましても、「国道499号の早期完成」と「長崎外環状線の早期完成」に向けて、引き続き、協力を行うとともに、「一般国道499号道路整備促進協議会」及び「長崎外環状線道路建設促進協議会」を中心に、長崎市議会や地元の皆様方とも一体となりながら、長崎県に対し、引き続き、働きかけを行っていきたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	長崎駅周辺整備室
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>(11) 長崎駅周辺道路の慢性的渋滞緩和を図るため、旭大橋の低床化に向け県へ働きかけること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎駅周辺地区と旭町などが位置する浦上川右岸地区は、その間を流れる浦上川の幅がわずか 100 メートル程度ながら、現実的にはおよそ 700 メートルの高架橋である旭大橋で隔てられております。</p> <p>長崎駅周辺地区の賑わいを浦上川右岸地区まで及ぼし、両地区の一体的な発展・振興を図るためには、旭大橋を低床化し、両地区の距離感を縮めるとともに、道路や歩行者の利便性・快適性の向上を図ることが最も重要なことと考えております。</p> <p>そこで、市と県が共同で進めている都市再生総合整備事業の中で、平成 25 年 3 月に、浦上川右岸地区などの周辺地区も含めた長崎駅周辺エリアの整備計画を策定した際に、整備を図るべき都市基盤施設として、「旭大橋の低床化」を位置づけているところです。</p> <p>一方で、管理者である長崎県からは、「この旭大橋は、昭和 57 年 3 月に完成し、現在 33 年が経過しているが、インフラ施設の長寿命化が全国的な課題となっている中、補助金上の耐用年数の 45 年に達しない中での解体撤去は非常に厳しい状況にある。また、旭大橋の上流側の護岸には、現在、数隻の船舶が停泊しており、低床化となれば、これらの船舶の移転先についての問題も生じてくる。」と聞き及んでおります。</p> <p>しかしながら、長崎市としましては、浦上川右岸地区の活性化を図るうえで、旭大橋の低床化は必要不可欠と考えており、平成 28 年度も、市長、市議会議長より、県知事、県議会議長、長崎市選出の県議会議員の皆様へ、早期低床化の要望を行っております。</p> <p>今後とも、早期に低床化が実現できるよう、県に対し強く働きかけてまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (12) 長崎南北幹線道路の早期事業化に向け、県と連携し国へ働きかけること。			
回 答 長崎南北幹線道路とそれに続く西彼杵道路は、西彼杵半島を經由し、長崎市と佐世保市を1時間で結ぶ地域高規格道路であります。 このうち、長崎市と時津町を結ぶ長崎南北幹線道路は、計画延長約20kmの路線で、これまでに「ながさき出島道路」と大波止から松山町に至る都市計画道路 浦上川線の約8kmが供用されております。 しかしながら、これに続く、松山町から時津町間につきましては、未整備のまま残されていることから、これと並行する国道206号は、慢性的な交通渋滞が発生しているほか、交通事故も多く発生しており、長崎県において、これまでルート検討や費用対効果の検証等が進められております。 長崎市としましても、北部地区の交通渋滞の緩和のみならず、西彼杵半島の地域振興に必要な道路であると考えており、これまでも長崎市と西海市、時津町、長与町で構成する「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に、要望活動を行っており、平成27年度からは、要望活動を強化するため、沿線の観光施設や経済・交通団体にも加入していただき、組織の充実を図ったところであります。さらに、平成28年度から期成会の会員の方々と協力して、経済波及効果の調査を行うこととしております。 今後とも、「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に国や県及び県議会、県選出の国会議員等に対し、引き続き、働きかけを行っていきたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 まちづくり部	道路建設課 土木企画課 まちづくり推進室
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>(13) 市民生活に必要不可欠な道路については新設や改良及び早期供用を行うこと。</p> <p>①打坂—百合野線の改良拡幅、②江平—浜平線とその接道改良、③戸町2丁目上戸町間の一方通路解消、④片淵—鳴滝線、⑤川上町—出雲線、⑥虹ヶ丘町—西町1号線、⑦相川町—四杖町1号線、⑧常盤町—大浦元町線、⑨清水町—白鳥町1号線、⑩稲田町8号線</p>			
<p>回 答</p> <p>市民生活に必要不可欠な市道の整備としましては、市民が日常生活で利用する補助幹線道路及び生活道路の整備を進めているところです。</p> <p>補助幹線道路の整備では、都市部の主要幹線道路における渋滞の解消などを目的としており、生活道路の整備においては、安全で快適な道づくりによる生活環境の向上を目的としております。</p> <p>①滑石2号線については、用地買収が難航しておりますが、今後とも引き続き用地買収に努力し、解決次第工事に着手することとしております。</p> <p>②江平浜平線については、現在、起終点の両側から工事を進めており、江平側の一部区間においては供用を開始しております。平成29年度も引き続き、用地交渉及び工事の進捗に努めてまいります。</p> <p>③戸町新小が倉線の信号制御による片側交互通行区間の拡幅改良については、道路の両側に家屋が連なっている状況にあり、地権者の協力が必要不可欠となっておりますので、今後、どのような整備ができるか検討してまいりたいと考えております。</p> <p>④中川鳴滝3号線については、平成29年度は1工区及び3工区の用地買収に努めてまいります。</p> <p>⑤川上町出雲線については、平成23年4月に約240mを供用開始しております。平成29年度も引き続き用地買収及び工事の進捗に努めてまいります。</p> <p>⑥虹が丘町西町1号線については、平成29年度は橋梁区間の工事を進めてまいります。</p>			

⑦相川町四杖町1号線については、平成26年3月に国道202号から旧式見高校までの520mの供用開始しております。平成29年度は引き続き工事の進捗に努めてまいります。

⑧常盤町大浦元町線のうち、川上町から高丘2丁目までの延長約1,420mの「椎の木工区」について、平成29年度は用地買収及び工事の進捗に努めてまいります。

⑨清水町白鳥町1号線については、平成26年12月に西町市場前バス停付近の交差点の部分改良を完了しております。平成29年度も引き続き用地買収に努めてまいります。

⑩市道稲田町8号線につきましては、斜面市街地再生事業の一環として、道路整備を進め、平成26年度末に工事を完了し、一部供用を開始しております。

全面供用については、接道する都市計画道路新地町稲田町線の整備状況を踏まえ、地区交通の安全性確保の観点から、現在は見合わせている状況にあります。

今後、地元や警察等の関係機関と協議を重ね、交通安全対策を実施し、早期の全面供用開始に向けて取り組んでまいります。

今後とも、地域の実情に即した必要不可欠な道路については、限られた財源の中で、緊急性や安全性を考慮しながら、早期完成に努めてまいります。